

JOURNAL OF
JAPANESE PRISON ASSOCIATION

監獄協會雜誌

號 四 第 卷五拾參第

大正十一年一月二十日發行 每月一日廿日發行

誌新政法本日

號四第卷九十第

—(號三百二第)—

論說

占有意志を論ず	法學博士	横田秀雄
變造手形の權利關係	法學士	鬼澤藏之助
朝鮮法學教育の概況(二)	法學士	吾孫子勝
地方稅戶數割(二)	法學士	田中廣太郎
身分權的請求論を論ず	日本法律學士	遠藤登喜夫
勞働爭議調停法論	法學士	安井英二
現行出版物法の研究(四)	法學士	宇野慎三
行爲の制裁を論ず	文學士	佐々木英夫
中世經濟史序論(四)	經濟學士	向井章
離婚制度私見	辯護士	加藤行吉
借家契約の効力	辯護士	恩田武市

○日本大學記事○會員消息○會費領收報告

少年法案矯正院法案理由

附錄

監獄協會雜誌 第三十五卷第四號目次

尊い意義ある存在……………(卷頭)

未決勾留に就いて……………典獄 寺崎勝治……………(四)

機械作業に關する卑見……………横濱 鍵山俊治……………(三)

時論一叢……………(一五)

教誨の目的を達する根本方法……………教誨師 田中秀寶……………(一九)

『教誨』の文字によりて……………同 武田慧宏……………(二六)

日本法政學會發行

(定價一冊四錢拾郵稅壹錢五厘)

教誨教育について……………同 原田義教…(三)

瓦斯死刑の研究——労働者の犯罪

米國の模範監獄……………見十生譯…(五)

現代の青髯——囚人に喫煙を許す——フィルムと犯罪

幼少年の職業變更に就いて……………井上謙敬…(四)

米國監獄事情……………辻 生…(七)

博言博士……………(五七)

指紋原紙の分類検査の成績に就いて……………藤井藤藏…(六)

訓令通牒——彙報——彙報——日比谷より

第三十五卷 監獄協會誌

尊 意 義 存 在

「平和博」を天の與へた絶好の舞臺であるとして盛にすつてゐたある拘捕が、ある日ひよつりお上りさんの群から出て来た一人の男に挨拶された。その男はもと仲間の一人であつたが、今はすつかり足を洗つて正業についてゐる。

「どうもかうもないものだ、すつかり當て込んだ平和博もその割にうめエ仕事がないよー」

「おや、手前はまだやつてゐんだな」
それをきつかけにその男にさんざんに意見をされた拘捕はさうも不思議でならなかつたので、すぐ最寄の自働電話から親分のところへ電話をかけた。

「親分、實は今日×公にひよつこり出會ましてね、さころが野郎奴馬鹿に意見がましいことを云やアがるんで、ヘエ、そこで親分に伺ひてエんですが何ですか、俺達のやつてることはそんなに「悪い」ことなんですかい」

無論親分はそれを否定したに違ひない。
讀者諸君、彼等には犯罪それ自身が「生活」なのである。そこに「正業」も「不正業」もない、毎日拘捕をしてそれで食つてゆくことが彼等の唯一の仕事なのである。それに何の不思議もないのである。だから捕へられて拘禁されることは、一種の生存上の犠牲であつて、丁度面白くない長座の客につき合つてゐる位に考へてゐるかも知れぬ。廣い世間には充分馬鹿正直にコツ／＼仕事をしてゐるものもあれば、コス／＼廻つて甘い汁を吸つてゐるものもある。俺達だつてちつこはその惻怍者の仲間がしたい——かうした彼等の心理は、明かに宗教まで行かなくても知識と道徳によつてその不正と誤謬を指摘することが出来る。彼等は生活態度の根本に於て誤つてゐるのである。

讀者諸君、司獄官は彼等の行進に對して、方向轉換を命ずる役目を演ずるために存在してゐる。否、彼等の生活改造——生活轉換に關する相談役であり、監督者であり、保護者であり、世話人である爲の尊い、そして意義ある存在である。

未決勾留に就いて

典獄 寺崎勝治

(一)

犯罪人に對し刑罰の請求を爲すには訴訟の方式に依らねばならぬ。即ち刑事訴訟(又は公訴)と云ふのは此の訴である。而して其の訴を受けたるものが所謂刑事被告人にして、苟も日本の裁判權に服従する以上は法律に依り被告人たるの義務を負ふのである。被告人は法律に依り人格者として訴訟の當事者となるものであるから、當事者としての權利義務がある。被告人の義務として(一)呼出に應ずる義務、(二)拘留を受ける義務、(三)證據提出の義務を負ふのである。未決拘留は即ち拘留を受ける義務の履行に外ならぬ。

拘留は強制留置にして逮捕、監禁の命令である。拘留は人身の自由を拘束するものであるから罰金以下の事件に付いては之れを許さないのである。而して其の目的は(一)罪證湮滅の防止、(二)人身の保全である。拘留狀發付に關する條件及び其の効力は左の如くである。

一、拘留狀發付の條件

(1) 豫審にあつては、被告人が逃走したときは其の訊問を爲さずして之れを發付することが出来る。

其の他の場合は被告人の訊問を要するのである。

(2) 公判にあつては、被告人を訊問せざれば之れを發付することは出来ない。

二、拘留狀の形式

拘留狀は監獄に留置する旨を記載するを特色とするのである。

三、拘留狀發付の有權者

豫審判事、裁判所が有權者である。現行犯事件にあつては検事も亦有權者である。

四、執行指揮者 執行指揮權あるものは檢事である。

五、執行者 檢事の命を受けた巡查、憲兵卒である。在監人に對する執行は司獄官である。

六、拘留狀の効力

- (A) 罰金以下の刑に該るものと認めるときは、拘留狀發付を以て該刑執行の開始とする。
- (B) 保釋を許したとき、被告人は保釋を受ける義務を負ふ。
- (C) 責任を許したとき、被告人は責任を負ふ。

二、實質的効力 拘留狀の實質的効力は監獄に留置すること云ふことに存するのである。

拘留狀にあらずして拘留狀と同一の効力を有するものは逮捕狀である。即ち被告の所在判明せざるとき、若くは關席判決を受け其の執行を遁れたる場合に執行官たる檢事が此の令狀を發付するのである。

拘留の意義、目的、條件、効力は以上の如くである。而して判事又は檢事が或事件の裁量の檢察を爲すに當り、被告人若くは其の周圍のものが物的證據を湮滅させるかどうか、人的證據の湮滅を企てるかどうかを自由に判斷することが出来る。が、司法官が拘留するの必要ありとする場合に第三者が其の必要なしと斷定することもあるだらう、或は被告人が自殺、逃走して身柄の保全が出来なくなるか、若くは執行の確保が出来なくなると云ふ危険——司法官は其の危険ありと認めるとき——第三者は何等の危険なしと思斷すること

未決勾留に就て

も有り得るのである。即ち其の判断は司法官の警戒的心理——司法官の體驗——換言すれば司法官の人格の表現であるから第三者の断定と一致しないかも知れぬ。それから司法官が朝夕被告人に接して居ないが其の確度に於いても大なる相違があるだらう。要するに司法官の判断と民衆の判定と一致、符合することは極めて少なからう。若しも司法官其の人の親友、近親であつたならば恐らく其の判断が民衆のそれと一致するだらう、少くとも大なる相違がなからう。司法官は拘留の要否に就いて詳細なる調査、慎重なる判断、熱淚ある同情がなければならぬ。

(II)

未決勾留者即ち刑事被告人を拘禁する場所は拘留監、分監、出張所、代用監獄(警察留置場)、裁判所の留置場である。而して拘留は普通社會の生活から特別社會の生活に變り、自由生活から拘禁生活に移るのである。故に吾々の衣食住の形式、内容共に非常なる變動を來して精神生活に付いても著しい變状を見るのである。被告人其の人が社會的活動を停止するから其の家庭にも大なる影響を及ぼすのが當然である。被告人が拘禁の爲めに受くる有形的現實的苦痛よりも、家族の經濟生活を豫測することに依つて受くる無形的、想像的苦痛は「ヨリ」以上の苦痛懊惱である。

吾人は茲に二三の實例を擧げて其の苦痛の深淺厚薄を述べて見たいと思ふ。

第一、家に巨萬の富を積み、何不自由なき生活をして居るものは相當の代理者が活動を繼續するから、主として拘禁生活其のもの、苦痛だけであるから、左程でもないやうである。

第二、被告人其の人が拘禁されたことに依つて子女は學校を退き、一人は男工として一人は女事務員として

働き、辛うじて糊口を凌ぐが如き悲劇もある。

第三、被告人として拘禁されたことに依つて妻子を養ふものがない、妻は獨立して生計を營むことが出来ない。而して他に其の生計を助けるものがないので、公の養育所へ行かねばならぬ悲惨なものもある。

第四、刑事事件のために收監されてから相當の月日が経つても極まりが付かない、妻子の生活が困難になつたことを聞きし之れを憂ふるの餘り、遂に自殺を企つるものもある。左の事件は正に其の適例である。

時は大正七年十月廿五日午後七時頃被告人が縊死を遂げた。而して其の原因を推測すべき事實はかうである。

被告「看守殿一寸伺ひます」

看守「何用か」

被告「今日辯護士が面會に來たが、今一度面會に來て貰ひたいと思ひますが」

看守「何時でも面會に來て貰らつたら良からう」

被告「電話で辯護士に話は出來ませんか」

看守「そんなに急ぐ用事か」

被告「今日面會の際、證人呼出の申請を頼んだが其の證人を致へて貰ひたいのです」

看守「そんなに急ぐことはない、態々來て貰へば費用もかかるだらうし、公判まで日もあるから手紙で頼むか、序のときに來て貰らつたらどうか、然し是非面會したいと云ふならば電報でも出しなさい、急がなければ手紙でも良からう、兎に角自分の思ふ通りにしなさい」

被告「ありがたう」

未決勾留に就て

被告人と看守との談話は上記の如くであつてそれから間もなく経死したのである。被告人が證人のことを心配したのも原因の一であらうが、赤貧にして家族が生活に困難して居り、滯獄も百日餘になり、到底無罪になつて出獄する見込みないので自殺する氣になつたらしい。

第五、犯罪人となり、有罪の宣告を受け、入監の身となつたので家門の名譽を傷け、自己の立身出世も絶望となり、面目ないので申譯のため自殺するものもある。

第六、突然拘禁されて親兄弟、妻子に何にも話をしないので一日目會つて話して來たいと思ひ詰めた結果、遂に脱監、逃走を企てるものもある。

被告人逃走、自殺、煩悶の原因を尋ねて見ると被告人其の人の性格にも因るけれども、自由生活から拘禁生活に變り、自己及び家族が生活上大打撃、大痛苦を受けたことも其の原因たるに相違ない。

(III)

刑事事件の取調が長くなればなるほど家族の生活が漸次窮迫して來る、同時に苦悶の程度が深甚になる、而して其の苦痛の繼續に依り身體、精神に種々の影響を受けるのである。其の影響を精神と肉體とは分けて考察して見やうと思ふ。

(A) 肉體に及ぼす影響

一、消化不良を來すのである。食欲の減退を來すこともあるが甚しいものは絶食するのである。それから口腔、咽喉の分泌減少して飲食物が咽喉を通らなくなる。

二、神経系の疾患を誘起するのである。憂慮、恐怖は精神病の誘因となり、悲痛悔恨は神経衰弱の素因

を爲すのである。

三、毛髮の營養を傷むのである。頭髮の白變や、脱落は精神の感動、頭部神経痛に原因するのである。即ち毛髮の營養を害するからである。

四、視覚、聴覺に影響するのである。色彩、律動の興奮的なるを不快に感ずるが如きは其の例である。

(B) 精神に及ぼす影響

一、知能に及ぼす影響。悲痛に沈淪するものは内向的にして言葉少く或事柄に囚はれ、之れに固着して其の狭少なる區域を往來し、反覆し、遲緩澁滞するのである。

二、感情に及ぼす影響。刺戟の感受性強く、喜怒哀樂の中正で失ふのである。

三、意思に及ぼす影響。意思活動は妨げられ、或は全く其の活動を休止するのである。

以上は苦惱の心身に及ぼす影響の概要であるが、殊に青年期に於いて其の甚しきものがある。「エドキン、ナルラー、スターバツク」は下の如く説明して居る。

(一)、自己の不完全を感ずることである。即ち青年期にあつては高き理想はあれども實行之れに伴はない、自己の不完全を感じて煩悶を感ずるのである。

(二)、不完全の感は罪惡の感となり、見放されたような感が起り、遂に罪惡ありと斷定されたやうに感ずるのである。更に進めば永久の罰を恐るゝやうになる。

三、沈思默考、病的内省になることがある。

四、懷疑のために苦痛を感ずることがある。

五、境遇を抑制すべく努力するため悲觀に陥ることがある。

青年期はたださへ煩悶の多い時期である。まして刑事被告人として獄舎に囚はれて居るものは想像すること未決勾留に就て

未決拘留に就て

どの出来ない程の悲痛があるだらう。

(四)

或學者は苦痛、懊惱の豫防、治療に付いて左の如く論じて居る。

- (一) 身體、精神を健全にすることを心掛けねばない。
- (二) 瀾達なる精神、瀾達なる動作をしなければならぬ。
- (三) 或一事に集注固着するを避けて意思の轉換を心掛けねばならぬ。
- (四) 親しい人に打明けて慰藉、同情を求めんことを忘れてならない。
- (五) 悲しくなつて涙が流れる。之れを抑壓することは有害であるから適度に泣いてそうして涙を流せば幾分か樂になる。

拘禁生活は既決未決を問はず、生活それ自身が苦痛である。況して拘禁生活——被告人となるべき原因の多くは更に一層の悲痛、苦悶であるから心身を傷けること甚大であらう。

(五)

監獄行政——殊に未決拘留に關する行政として深く叙上の點に考慮せねばならぬ。故に典獄の面會、教誨師の訪問等を出來得るだけ利用して懊惱を除去し苦痛を緩和して、さうして未決拘留から生ずる所の惡結果惡影響を出來得るならば全然之れを除去し、然らざれば出來得るだけ之れを減少することに努力せねばならぬ。司法官も亦之れを諒解しなければならぬ。

被告人の拘禁生活の影響と其の波動とを減少するには

- 一、可成拘禁を避くること。拘禁しないで裁判を付すこと——己むを得ざる場合の外拘禁しないやうにせねばならぬ。
 - 二、事件の終結を速かならしむること。即ち滯獄日數を短縮して苦痛の期間を短くしなければならぬ。
 - 三、保釋や責付をして緩和すること。
 - 四、家事上の事項に就いては文通、面會を許容して、之れが解決を速かならしむること。
- 拘禁の目的を害しない以上は——罪證湮滅、身柄保全に妨げなきに於いては交通、面會の自由を與へなければならぬ。現行制度に於いても此の精神に基き取扱はれて居るやうであるが、其の裁量を嚴格にするに寛大にするに依り著しき差異があるからして、特に一言を附加したのである。(完)

努力は空にあらず

畢竟過去は死んでゐないのだ。失敗してはゐないのだ。
 死んでゐるのは過去のつまらぬもの丈である。それは時の節にかけて失はれてしまつた。偉大にして價值あるものは生きてゐる。働いてゐる。現存してゐる。プラトナは今日に到るも尙吾々に告げてゐる。……吾々は告げて死んでゆく。けれども言葉は残るのである。努力は空には失はれない。試みないことは唯一の失敗であり、唯一の不幸である。有ゆる努力は幸福であり、有ゆる努力は成功である。されば吾々は書物に石に又は色に書きつけて時を嘲笑してやる。

——ワイル・ザ・ニュー・ラント——

未決拘留に就て

機械的作業に關する卑見

横濱 鍵 山 俊 治

監獄作業を一種の懲戒視してゐた應報的時代は既に去つて今や作業を以て犯人の改善教化の手段として併せて職業訓練の方策たらしめんとする所謂監獄作業の社會化が高唱せらるゝと共に、機械的作業の發展を期待せらるゝことゝなつた。誠 作業上の一大福音と謂はねばならぬが、將來この作業施設に就ては幾多刷新を要すべき案件が横たはつてゐることを思はねばならぬ。それで是迄やつて参りました様な副業じみた家内の手工業や、あの機械の様な無趣味な單調な、然も將來生計の資と爲すことの比較的少ない業種は、此の際或る程度迄は廢しても、監獄作業の機械化を實現せしめねばなりません。勿論作業施行の目的が囚人心理の反射的對象として精神陶冶の上如何に適切なるかは今更申すまでもないこと

であります。尙ほ進んで從來の靜的作業を以てするならば、更に施行上一段の光彩を放つことでありましょう。而して生産せらるゝ作業製品の總べてが最も趣味的に堅牢に簡單に便利でしかも廉價に時好に適する様にならしめるには、如何にして製作せしむるか云ふに、適切なる方法としては、先づ機械作業に依ることであらうと思ふ。従て本作業の施設は目下の急務でありますから、一般的にこれが普及の速かならん事を切望してやまぬ次第なのであります。左に聊か機械的作業に關する卑見を述べて先輩諸氏の叱正を乞ひんと存じます。

一、工場設備の改善

監獄の作業場たる工場の設計は至つて舊式のものが多く、新築監獄の工場と雖も尙ほ且つ現代式の工場設備としては稍々不備の點あるやに思はれます。それは是迄屢々工場設備の不完全な爲機械設備乃至附屬品の配置等に少なからぬ不便を感じた事例がありますので、せめてシャフトを工場の棟

木に取付け、ベルトを通して受ける索引力の爲に何等建物に支障もない程度の建築に改めて頂き度い。今日の建物の多くは機械据付の都度少なからぬ不便や支障がありました。本作業施行の上に遺憾の點があります。其他工場衛生の見地から通風や採光等の點に至りましては、更に多くの改善を要するものがありますので、工場設備の改善は目下の急務なのであります。

二、作業用機械工具

機械力に依つて各業種とも工程を変更することは作業組織の上 將又能率の増進に一大革新を爲さしむるものでありますから、此際出來得る限り新式機械工具の設備、動力用電動機の据付等ごころでも機械力を利用して行かねばなりません。それは實に生産上の最大要件なのであります。要は機械工具の完全なる否とは就業者の作業能率に至大なる關係があるので、之れが選定に就ては相當の注意を拂はねばなりません。

三、工業的智識の涵養

現今監獄に於ける電動機利用の機械作業としては鍛冶工、木工、抄紙工、印刷工、機械工、洋裁縫工、莫大小工、紡績工、精搗工、洗濯工等で將來益々發展の機運に向つてゐる。最も各種機械の用途種類に依つて多少の相異はありますが、優に人工力の五六倍の能率があるので、機械力利用と能率増進の點に就ては大に考究せねばなりません。如斯機械の利用が監獄作業に及ぼす影響如何は更に益々今後多事ならむかと思はれます。

工業中心主義に傾きつゝある現代經濟界の傾向は必然的に技術の生産上最大要件たるに至ると共に作業指導の任に當る者の責任たるや亦大なりと云はなければなりません。されば工業的智識の涵養は今後益々必要なことで、將來工場の科學的管理に伴ふ諸般の事項、殊に監獄作業の機械化に就て研究すべき材料は實に枚擧に遑ないので、これが智識の涵養を爲すには監獄附近民間工場會社の參

觀見學乃至工業試驗所、學校教職員等の講話を聴取することが兎角自發的に研究し、専門的ならざる迄も機械作用の觀念なりとも一應知悉して置かねばならぬ事かと思はれます。

四、就業者の指導と能率増進

機械作業に就ては最も細心な注意を拂はねばならぬことで、之れが指導に就ましては先づ機械各部の名稱、組織、作用、附屬工具の手入、取扱の方法等に關し極めて平易に解し易く工場に掲示し、尙ほ就業者にも印刷配付して置く方が宜しい。而して危険防止の手段として電動機や機械類の側面に赤色紙を以て危険の二字と取扱注意の四字を表示し、力めて機械作業に關する趣味と理解とを涵養せしむることであります。最も動力用のスキップの開閉や機械の運轉に就くものは豫め就業者を選定し堅く戒め且つ導き、常にその責任を明かにして置くことが肝要だと思はれます。

次に作業奨励の方法に就きましては總ての方面

に涉りて一齋に能率増進主義を採ることで、鞭撻主義や温情主義に依ることは失敗を招くこと明かなのであります。而して是迄世間にありふれた然も前月作業成績の如何に依つて或る種の奨励を爲すことは如何にも作業本位なそうして慾求的な彼等の満足をそゝることに依つて成立つて居るかの感がありますので、之れも賛成したくないのであります。斯様な見地から作業能率増進の方法としては狭い意味の作業とか戒護とか云ふことを超越して行刑根本の方針として我獄制の上に累進制度の採用をなすにありと思ふ。而して累進制が能率増進主義の理想に合致すると云ふ點は、即ち就業者をして一種の希望に活かしむる點にある。氏の希望に活かしむると云ふ事はつまり彼等が過去の習慣の奴隸となつて居る迷夢を醒すべき一大警鐘であるからです。此の警鐘こそ作業能率増進の前提であり且つ斷案であらねばなりません。(終)



時
論
一
叢

勞農露西亞の監獄

ビエール・パスカル

死刑が廢せられた今日、ソヴェット政府が以前には死刑に値した危険な犯罪人をどう處分するかを諸君は悩まれるであらう。私はさういふ人達が收容されてゐる勞働所を近頃視察した時のことを書いてその説明に代へようと思ふ。

共和國は、犯罪人は資本制度の犠牲者であり、隨つてこれを罰するよりも矯正すべきで

あるといふ思想に出發して、是等の不幸な人を勞働を教へるような環境の中に置くことにした。其處では別に初歩の教育も授けられることになつてゐる。罪人は銘々に適した注意を受けることが出来るように種々の範疇に分類せられて居る。此罪人の選り分け方は有名なモスコフのブテイキル監獄で行はれ、其處から彼等は適當と認められる場所へ送られ、そこで有用な市民となるように教育されるのである。目下の處適當な建物が少ないので、共和國はその計畫を十分に進行することが出来

ない。けれどもとにかくその仕事の行はれてゐる限りでは、これは刑罰制度に一大革命を起したものだといふことが出来る。

勞働所には拘束を伴ふ所、自由を拘束せざる所、婦人收容所、少年收容所、變態者收容所等の種類がある。資本主義の惡疫培養所たる舊式の監獄は面目を一變し、新しい空氣が監獄にまではいり込んで、其處を清潔に衛生的にした。古い監獄は到底改善の見込なしと認められたる職業的犯罪人のための養老院として保存されて居る。監獄の主たる目的は、罪人に能ふ限り健全な正常な生活を許し、勞働や教育に依つて彼等を矯正することに在る。勞働所は模範的な機關である。内部の制度がどういふ風になつてゐるかを知つて貰ふために、私は一昨年(一九一九年)五月一日付の訓示の中の一節を引用しよう。

「勞働所は各々浴場、洗濯及び清潔な部屋を備へ付くべきこと。一日の勞働は八時間以内たるべきこと。萬一時間外勞働の必要ある際には、其時間外勞働は厳正に共和國の勞働法

に違つて行はるべきこと。資金は富該地方に
おける普通の職業に對して定められたものと
同類なるべきこと。四人は自分ら自身の代表
者を選舉し、その代表者が四人を管理し、側
の折衝に當る。熱心に勞動する者は減刑せら
るべきこと。

勿論私はかういふ規定を知つてはゐたが實
際ざればほど注意深く、ざればほど巧みにそれが
遂行せられて居るかを見て一驚を喫したので
ある。私に深い印象となつたのは、セント・ジ
ユレの勞動所であつた。此處では四人は（重
罪因なるがために）他所よりも嚴重な取締を
受けてゐた。例へば他の勞動所ではすべて附
近の町へ働きに出掛けるといふことを許され
てゐるが、此處ではそれが許されてゐない。
私は此古い修道院に住んでゐる處での四人と
實際に話をしてみた。それは恰度日曜だつた
ので、四人は働いてゐなかつた。彼等は自分
達の部屋で喋舌つたり、本を讀んだり、書き
物をしたり、將棋やドミノをやつたり、火の
周りに集つたりしてゐた。其の中一人として

食物の不平を云ふ者はなかつた。實際彼等は
戰線に出て居らぬ時の赤軍の食糧割當と平等
の割當を待つて居りパン、馬鈴薯、オート
ミール、キヤベツ、鮮魚、豆、脂肪（鹽）、砂糖、煙
草は云ふに及ばず）などを與へられて居るの
である。

此勞動所には四百二十四人の四人が居り、
その中四十三人は婦人である。婦人は特に婦
人室を持つてゐる。典獄は皆に對して親切で
ある。彼の態度は、嚴格ではあるが優しく
慈父的でもいひたいやうである。彼の監督
の下にある四人達もさう云つてゐる。彼はい
かにも親切に、そして誇らしげに作業室や
鍛冶場や、職者け場や、ブリキ工場や、製本工
場や、裁縫工場を見せて呉れた。彼は四人を
して仕事に興味を感じさせ特に好きな仕事に
銘々を振向よう、勵心してゐた。私は浴場を
も參觀した。身體検査は毎日行はれる。一寸
でも病氣の徴候が見えれば、患者は病院に移
される。私は圖書館をも參觀したが、其處は
四人自身の責任の下におかれ書籍は教育者か

精神病者の取扱

根岸病院 佐藤 政治

精神病の中發揚、氣のはつる症とは譯な
く愉快に氣が大きくなり、動もすれば怒怒し
易くなるもので、自ら勝れたる如く感じ、多
言多動となり、何事にいらす周囲にかゝわり
あひ、少しも靜なる事出來ず、其有様は丁度
酒に酔ひたるものに似て居る。世人が酒にす
まみ放蕩に耽りたるがため此病を發せり」と
云ふは誤りで多くは其病の初期の症狀である
此病の時は、見るもの聞くもの皆愉快の種と
なり、身體の眞傷さへも痛みを感じず、其極
に至れば夢中で亂暴破壊等をするやうになる
此の如き患者は成るべく閑靜なる處に移し、
他との交際を絶ち、見るもの聞くものを避け、
家人看護者は總て多言を慎しみ、少しも之に
逆らはざる様注意しなければならぬ。此發
揚の症及び抑鬱の症には口やかましく看護人
を最も忌む。此二病症は必ず全治するもの

で、前中の看護者の親切は患者の忘るゝ能は
ざる所である。興奮の症とは發揚の症と異
よく似て居るけれども、發揚の症は心から愉
快なるが故に躁狂周囲の事に一々關はり合へ
ども此方は周囲には少しも關係せずして、獨
り無意味に動き同じ型の運動を繰り返し、奇
態なる暴動暴行等をするもので、譯なく興奮
して、安靜なる事の出來ないものである。

變態心理

アルシヨワ階級の墮落

井上 忻治

一方に於て現代文化の誇りとする科學及び
殖産工業の異常なる發達は、無限に新しい價
値を創出したので、この價值に基いて、現代
人の生活の欲望は、益々その範圍を擴充し、
その種類を増加した。而してこの事情は資本
主義の餘澤たる驚くべき富の増加と相俟つて
奢侈、享樂との一般の風潮を益々醸成するに
至つたのである。然るに奢侈の風や、享樂的

ら供給される。四人が演劇をする劇場もある
四人の演劇團は勞動所の内部でも、町でも演
出することを許されてゐる。無いものはたゞ
看守ばかりである。勞動所内における四人は
絶對の自由を樂んで居る。勞動と自由との結合
これがソヴェエツト政府がこれらの人々を
救はうとする道である。脱獄者は減多にない
所罰室があるのは事實であるが、其處はいつ
でも空である。セント・ジョン勞動所及び私の
視察した他の總ての勞動所の状態はこんなも
のである。セント・ジョンと他の勞動所との唯
一の相異は他所の方がもと自由なことだけ
である。他所では四人は町に出て働き友人や
親戚を訪問することも出來、食物の中に菓子
さか果物さかふものも添へて貰へる。共和
國の監獄制度についてはまだ幾らでも話すこ
とはあるが他の總ての方向に於けると等しく
革命が此方面にどういふ變化を齎したかとい
ふことについては、諸君はもう十分お聞きに
なつたことと思ふ。

改造

氣分や犯罪の罪惡に對する最も切なる糾
激であり、また最も力強い誘惑でもある。
ブルジョワの富は、一面この奢侈享樂と
自由の天地を興ふると共に彼等の奢侈欲と
享樂欲との追求はまた他面に於て彼等の利己
的營利心の追求を益々刺激することになるの
である。これ等の事情が相俟つて精神生活に
無關心なる物質的萬能を信條とする彼等の道
徳的生活に益々頹廢的徴候を著しくした。こ
は著し想像するに困難であるまい。小人閑居
して不善を爲す餘裕と安逸とは屬人をして罪
惡を學ぶの機會を與へる人間の欲望は無限に
發動する。この無限なる欲望の追求が義務観
念の薄弱乃至は道德意識の缺乏といふ特殊の
頹廢的心理状態と相俟つて遂に彼等をして罪
惡その他の社會的罪惡を犯さしむるに至るの
である。

私は遺憾ながらその状態をこゝに詳述する
餘裕を持たないので、單にかの伊太利の有名
なる刑法學者「ガロフロ」によりて、統計上
立證された一事實だけを紹介するに止めて置

く氏の結論によれば現代社會に於ける貧困者の犯罪率は、貧困者の總数が、人口總數に對する割合と同率に於て、犯罪の總數に比例しない。貧困者の犯罪率は一般人口に對する貧困者の割合より遙に少い率を示して居るのである。この事實は現代のブルジョア階級がプロレタリア階級よりも一層多くの社會的害毒を散布しつゝあること彼等が無産階級よりも寧ろより多く道徳的墮落に陥つて居ること、並にその機會をより多く持つて居ることの事實を明かにする一證左にまずに先分であらう。

— 大 觀 —

自由労働者の保護善導

東京市中央區 安 田 龜 一
 兼紹介所長

「人夫殺すにや刃物はいらぬ、雨の十日も降ればよい」とは人々に膾炙した俗語である。彼等の最も恐るゝところは病氣、それに次では天氣の悪いことである。彼等の多くは屋外の労働者で天氣が悪いと仕事が出来ない。

要するに彼等の収入は種々の脅威が伴ひ、生活上の不安が常に身邊に纏つてゐる。此の不安に脅かされつゝ其日其日を過して行くのであるから、その心は何時にも尖つてゐる。稿々加へて妻も無く家もない身には、業務を休んだ時でも一家團圓の樂しみに浸ることも出来ない。彼等も慰安を求むる唯一の道は酒、酒にあらざれば賭博、賭博にあらざれば低級なる婦人、若くは其三つの總てである。放恣無節制の根はかくの如くして培養されるプロレタリア通有の社會に對する反抗心、呪詛心はかくして彼等の胸中に纏つてゐる。社會事業は世の疾病を治癒する努力であるとする觀方がある。若し社會に疾病とも云ふべき適當なるものありとすれば、怒等の生活の如きは其の恰好なる一例であらう。しかし世人が之を見ること比較的冷淡なのは遺憾なことと謂はればならぬ。彼等の保護策は一にして足らないが、先づ以て其生活上の安心を與へることが第一である。次に之を導いて獨立心、克己心、實行的自覺を喚起すること。

第二である。生活上の安心は彼等の仕事がない安定なる限り、而して其仕事も繁閑する限り容易に望み難い様にも思へるが、併し全く策なしとはせぬ。他なし、其常習たる不定労働を漸次定備化する様に導くこと、其給與の如きもなるべく毎日制でなく週間制に變更するやうにすることである。無論これは一時の雜役に雇はるゝ者には應用し難いが、夫れも公共團體が仲介となつて貸金支拂の任に當りつゝ導けば出來ぬことはない。次に内的自覺は之も容易の事ではあるまいが、先づ労働會館などを造つて、社會的教育殊に實物的に漸進的に教育を施し猶教育的娛樂設備を増し、漸次其荒んだ心を柔げつゝ自覺を喚び起すのである。

—— 社會政策時報 ——

行く春

其角

花を得む使者の夜道に月を説

蕪村

けふのみの春を歩いて仕舞ひけり

教誨の目的を達する根本方法

前 橋 田 中 秀 寶

第一節 生命に關する眞正の自覺を生ぜしむる具體的方法

教化の方法を講ずるは元より抽象的の理論の能くする所でない、必らずや應病與藥的の具體的で生命ある方法でなければならぬ。従つて茲に一般的方法を提示することは甚だ困難なることであつて、徒爾に屬する虞がある。然れども大體に就いて其の方法を研究し置くも決して無益に限つた譯でもないと思ふから、以下所信を略述して見やう。

一、教化の規範

凡そ人を教化するには淺より深に入り、疎より細

教誨の目的を達する根本方法

に入るの方法を取らねばならぬ。如何に高尚なる真理であつても、之が一般的に誰れにも悉く了解され裨益することゝは極らない。故に先づ卑近であつて誰れにも了解せられる外面的の形式より進む必要がある。それには世間に所謂道徳を教ゆるに始める。而して其の道徳を教養するには其の規範を何等かに求めなければ効果が薄い。其の規範としては「教育勅語」に優るものはない。

二、教化規範の根帯

さて教育勅語を規範として、之を文字通りに卑近の所より其の精神を了解させることに努力するのであるが、是に就いて最も注意を拂ふべきことは、之を單なる倫理道徳を教へられたものと見ないで、此

の勅語の眞精神は人間生命の根本的眞正の自覺を基礎として居ることに注意し、此の勅語の中に宗教的信念の躍如たるものあることを忘れてならぬ。長沼賢海氏の「國民思想と國史」(九十頁)に

彼大詔勅(教育勅語を指す)は

第一、宗教的獨斷の意味を以て發せられたる神秘的命令であるが、而も顧みて實に

第二には此豊葦原瑞穗國の地勢、風土及位地

第三には將來此國土に於て發展しやうと云ふ日本民族の大使命

と其の能力

第四には其の信仰

第五には其の個有の社會制度等

國家の成立に關するあらゆる方面の最も嚴重なる、そして冷靜にして理智的なる觀察と判斷との結果に基いて懷發せられたるものである。

大日本國が此豊葦原瑞穗國に國土を据ゑ、大日本國が此の日本民族を以て國民とする間は、此の大詔は神聖なるものとして、最尊第一にして、最善最自由にして、最公平なる所の國家の大方針である。

とあるは宗教的の信念の包含され居ることを認められ

が「宗教的獨斷」とか「神秘的命令」と云はれたのは、未だ徹底して居らぬやうな感じがする。彼の水戸烈公の有名な弘道館記中

「恭しく惟みるに、上古神聖、極を立て統を垂れ、天地位し萬物育はる。其の六合を照臨し字内を統御する所以に未だ嘗て斯の道に由らずんばあらざるなり、實神を以て窮りなし、團體之を以て尊嚴なり、蒼生之を以て安寧なり。」

とあるは單なる倫理想と見るのは淺見であつて、「蒼生之を以て安寧なり」と云ふ語の中にも、「天地位し萬物育はる」と云ふ句の中にも、人間生命の眞正の自覺が歴然として發揮されて居るではないか。斯かる深遠なる思想信仰が根本となりて居ることを注意して、卑近の道德的行爲より、漸次深遠の思想を了解させることが大切である。

三、堅實なる人生觀の内容及其の教案

以上述べたる「道」を徹底的に領解せしめる爲には現代社會の凡ての學術思想を應用して最も平易に

一、生命の原因

教育の目的を達する根本方法

たるものである。又堂屋敷竹次郎氏著「教育勅語眞髓」中左の文章は注意を値すると思ふ。

「勅語の本源たる「神隨」の大道」とは往昔此國を統治すべく命令し給へる天神の旨にして、爾來三千年來歴代の皇宗並に六千萬同胞の祖先が鍛錬研磨して積累成就たる結果なり。故に是れ學說にあらず、條規にあらず、一言一句、歴代の皇宗並に同胞祖先が實踐躬行して、以て無限の福祉と無盡の樂樂との源泉たるを立證したる眞理なり。且つ實踐の歴史が之を證明するのみならず、又世界の何れの學說も之を否定するに道なく、何れの條規も之と抵觸するに術絶えたる眞理なり(中略)世界人類道德の基礎である。此勅語は世俗淺薄の倫理道德眼にて解釋すべからず(同書八頁以下參照)

右堂屋敷氏の所説は此の教育勅語を最も高遠なる理想を述べられたるものと認め、世俗の倫理眼にては、其の眞精神を觀破することが出来ぬと道破して居られる。其の所謂理想たる眞精神は神隨の大道であつて、究極する所に余の主張する人間の眞正の自覺であると思ふ。此の思想は之を倫理と云はんより寧ろ宗教の信仰であると私は云ひたいのである。長沼氏

二、生命の價值

三、職業の神聖

四、生死の意義

五、感謝生活

を了解せしめねばならぬ。此等の諸問題が眞正に解決が出来れば、則ち堅實なる人生觀が確立したと云ふので、信仰生活の眞諦であると思ふ。孔子聖人の「七十にして己の欲する所に從つて矩を踰えず」と云ふ理想的生活も亦之に外ならぬと信ずる。

賢明なる諸彦は右諸問題の内容を既に十分了解して居られると信するけれども、時には同一問題でも其の内容を異にする場合があるから、以下駄足ながら、其の教案を概説してみやう。

第一、生命の原因に關する教案

一、生命即身體と精神との發生する原因を研めて、父母の養育因縁によりて、此の生命を享受せしことを了解せしむ(父母の恩)

二、父母の養育は國家社會及同胞人類の保護によること、即ち國家及社會の保護がなければ父母も我を養育すること能はず

教師の目的を達する根本方法

- 一、**第一、生命の價値に對する教案**
- 一、生命原因の徹底せる領解に基き、我が身は單に自己一身の力によりて生活し居るにあらず、其の因由する所、自己以外の偉力に在ることを自覺せしむ。
- 二、自己の生命は宇宙の全部の靈力が何等かの因縁によりて或る一點に集合し、こゝに我が生命の存在することを了解せしめ、我一個の生命は即ち宇宙の全體と關係あることを確信せしむ。
- 三、我が生命は神佛の冥護によることを確信したる結果、自己は神佛の慈愛に生きつゝあることを自覺せしむ。
- 四、自己の肉體を構成する組織、營養其他の機能の神秘不可思議なることを了解せしめて、吾人の思慮を超越せる神靈の現存することを信知せしむ(神佛冥護の恩)
- 五、同一人類にして、生來各自に其の境遇等に著しき差別あることを示して、其の原因が過去の業因にあることを了解せしむ(過去業因の自覺)
- 六、因果の理法を説明して未來の業果を確認せしめ神佛の救済を信知せしむ。

- 第三、**職業の神聖に關する教案**
- 一、斯かる貴重なる生命は最も有効に使用すべきこと即ち自己一身の私用に供するものにあらずして自己共に幸福なるべきやうに使用すべきものたることを自覺せしむ。
- 二、生命の理想的使用は各自の體質、健康、智力、財産、境遇等に應じて各自の職業に最善の努力を盡すべきことを自覺せしむ。
- 三、然れども人は生存の爲めに職業に従事するにあらずして職業を勤むべく生活を持續すべきことを自覺せしむ。
- 第四、**生死の意義に關する教案**
- 一、自己の力にて生きたるにあらず、他力にて生かされ居ることを自覺せしむること。
- 二、生命の原因及價値を自覺したる結果、此の價値ある生命を最大限に延長存続せしむる要あることを自覺せしむ。
- 三、自己一身は五十年乃至百年にして死滅すべきを以て、與へられたる機能を利用して自己の生命を永久に存続せしむる爲め、善良なる家庭を構へ子孫の繁榮を計るべきことを自覺せしむ。
- 四、人力を以て生命を持續すること能はざる時期至らば、謹んで與へられたる生命を返上する覺悟を持たしむること。
- 五、死は肉體の不自由なる世界を去りて、神佛の理想的生活に

第五、感謝生活に關する教案

- 一、生死の意義を了解し、現在生命を持續する間は氣きに迷へたる生命の原因に對し常に感謝の念を持すべきことを自覺せしむ。
- 二、父母の養育に因る生命なることを感謝して孝養の誠を盡すべきことを自覺せしむ。
- 三、國家社會人類に因る生命なることを感謝して忠義の誠を致し、又社會人類に對し相互扶助の赤誠を勤むべきことを自覺せしむ。
- 四、天地自然の靈力による生命なることを感謝して、消極的には自然の恩恵物を無益にせず、積極的に天然自然を巧みに利用して自他の幸福を増進せしむる覺悟を有せしむること。
- 五、神佛の冥護に因る生命なることを感謝して報謝の誠を捧ぐる自覺を有せしむること。

入ることを自覺せしむること、即ち死は死滅にあらずして、永遠不滅の生命に生き代はることを云ふことを自覺せしむること。

ながらも人生觀の輪廓だけの概念は得られたこと、信ずる。茲に一言注意して置きたいのは、右に述べた人生觀は其の根本は宗教的信念に立脚して、然る後、此の客觀的世界と主觀的精神界とを觀察して得られた信念でありますから、思辨的研究の哲學でもなければ倫理學でもありません。只私の信仰眼に映つた直感的の感想を現代科學によりて、及ぶだけ平易に説明を加へたに過ぎませぬ。併し私自身としては概略上陳の思想信仰によりて生きて居るので其の信仰の源泉は、親鸞聖人の絶對他方の信念に在ります。併しながら、私は眞宗の教義として之を宣傳しやうと云ふのではありません。蓋し如何なる宗教でも、如何なる哲學でも、又倫理道德でも、それが生命を有する限り、右の人生觀に歸するものと信じて疑はぬ所であります。

第二節 教師の態度

教誨の目的を達する方法は、上來述ぶる所により

以上述べたる所は餘り簡略に過ぎたる結果、讀者諸彦の了解を得ることが困難であるかとも懸念致します。併しながら賢明なる讀者は之によりて臆氣

教誨の目的を達する根本方法

て其の大意を了解せられたこと、信する。然るに如何なる妙薬も其の調劑を誤り之を服薬せしめる方法其の宜しきを得ない場合は無効に終るものである。是れと同様に教誨の根本方法を確立しても、若し之を實地に應用する職務にある教誨師の態度如何によりては其の効果を失ふものである。此の故に最後に教誨師の態度に就いて一言述べて置く必要がある。教誨師が罪囚の眼に如何に映じて居るかを調べて見ると、大要左の五種があると思ふ。

- 一、官吏のお先棒としての教誨師
- 二、お喋り役としての教誨師
- 三、道樂者としての教誨師
- 四、お坊さんとしての教誨師
- 五、傳道師としての教誨師

第一の「官吏のお先棒」と見えるのは最も遺憾至極であるが、事實囚人中には此種の見方を致して居るものが澤山ある。就中累犯囚に多い。勿論斯様な感じを持たせたくないが、全國の教誨師諸君は努力し

思はれる。實際教誨師は總集教誨に將た個人教誨に喋々喋々熱辯を振ふのである。然るに聴手の罪囚に言はせると「彼れはお喋り役だ、なか／＼巧妙だとか、拙劣だとか、面白かつたとか、涙がこぼれたとか」と云ふ冷酷な批評に終りてしまふやうなわけである。強制教誨の弊かも知れぬが、遺憾な極みである。

第三の「道學者」と見ゆるのは多少上等の方である。併し之は教誨師が世評を恐れて信仰を抜きにして活きたる魂を抜きにして倫理を主として談する爲めに陥る所の弊害と思ふ。

第四の「お坊さん」と見ゆるのは、半ば輕蔑の意味を含んで居るが、半ば所謂「お説教」をする教誨師を意味するので、教誨が現代の生命に觸れて居ないことを表示して居るのである。「自身は現に是れ罪惡生死の凡夫々々」とか、「死んで未來は極樂淨土の蓮花の上」とか云ふ句調で、信仰をあびせかける教誨の効果如何を疑はれる。

て居られるに相違ないが、彼等には教誨師が斯様に見えるのは事實であるを如何せんやである。斯くては如何に教誨師が毎日朝から晩まで教誨を爲し續けて居つても、何等良好の感化を與へることが出來ないことは、第三章第一節中に引用した出獄者の感想によりて明瞭である。元より教誨師の活動の不足に原因しても居らうが、一つは教誨師が他の司獄官吏と同様に、典獄の下に使役せられると云ふ様な傾向があるからして、ともすると囚人の爲めにしやうと云ふ教誨師の意見が行はれない爲め、囚人等は「教誨師は俺等の爲めになつて呉れぬ」と云ふ感じを持つからであらう。元より賢明なる典獄各位には既に是等の點を最も能く了解せられて居るけれども、ともすると口で云ふやうにはなか／＼うまく行かないものである。故に教誨師の活動を更に一層向上せしめると同時に、他の司獄官も多少こゝに反省せられんことを希望する次第であります。

第二の「お喋り役」の感じもなか／＼優勢のやうに

第五の「傳道師」と見ゆるのは信仰鼓吹の熱烈なることクリスチャンの傳道振りに似て居ることを認めて、尊敬の意味で見た時の現はれ方であるやうに思ふ。

以上五種の見え方は、何れも教誨師の眞面目の上より云へば甚だ遺憾なことである。實際教誨師は罪囚に對して、獨特の權能を以て、常に彼等の味方となり慰安者となり、恰も慈母の赤子に於けるが如き態度であらねばならぬ。従つて罪囚の眼には教誨師が眞實の慈母として映じなければ教誨の効果は甚だ薄弱に終らうと思ふ。往昔、希臘の大哲ソクラテースは人を教導する方法を案出して、有名な辨證法(Dialectic Method)を創唱した。此の辨證法と云ふのは、對話によりて人に其の無知を自覺せしめんとする反語法と對話によりて眞の概念を作るの法即ち産婆術との兩方面を有する。其の産婆術と云ふのは「他人を教ふるは唯彼等を助け彼等をして自ら知識を開發せしめ自覺せしめるに外ならぬ」とソクラテ

一、自ら云ふて居る通り、他人をして知識を産み出さしめる助力をなすに過ぎぬ。此の辨證法は教誨師が採用して効果があると思ふ。徒らに宣傳するは却つて効果が薄いのみならず、却て罪囚に反感を起さしめるのである。それであるから、教誨師が罪囚に信仰を啓發する場合でも、單純なる宣傳法によらずして、彼の産婆術を應用し、罪囚の心性中に發生せんとする宗教心を克く培養して發芽成育に便宜であ

「教誨」の文字によりて

教誨師 武 田 慧 宏

(一) 現行制度の「教誨」に相當する事業が明治五年に創められて以來、暫らくは種々なる名稱を以て呼ばれて居つた。それが監獄によりて相違して居るばかりでなく、年代を異にするに隨つて變つて居る。試みに

治十四年の改正監獄則には立派に教誨及教誨師の語の使用せらるゝに至つた。同則第四編第一章に

第九十二條 已決囚及懲治人教誨ノ爲メ教誨師ヲシテ悔過運善ノ道ヲ講セシム

と、これで教誨といふ文字が刑罰行政の一分課の名稱となつたのである。

數多の類語の中から「教誨」が餘他のものを排して監獄の用語となつたは、誰か一二の人が熟慮と考證とを経て定めたのか、或は不用意に此熟語を慣用するに至つたのかよくは判らぬ。しかし明治十四年の監獄則の起草者小原重哉氏や、之れを援けた人々やで採用することにしたのでなからうか。小原氏が既に漢籍の方が相當にあつたやうだが、其背後に中村敬字氏などが居つたから、相當證議の末に定められたのであらうと思はれる。其故は「教誨」なる文字がいかに其事業性質内容にシツクリと當て嵌まつてゐるからである。その語源から滾々として汲み竭されぬ教誨の精神が送り出るやうに感ずる。

教誨の文字によりて

るやうに導くのが最も効果が多いと思ふ。如何なる宗教に關係ある人に對しても、例へば基督教に關係ある人に對しても、此の産婆術を以て向ふ場合は、克く彼等の信念を啓發する上に於て多大の効果を擧げることが出来ること信ずる。

筆者は本會の需に應じて教誨の 本方針について長文の論説を寄せられたが、編輯の都合上年遠慙前掲の如き前後省略したものより掲載出来なかつたことを出者及讀者へお断します。(編輯者)

ちよつと拾つて見ると、教論といひ、説論といひ、或は教導、説教といひ、又は講義講談など、苟くも教誨の意義に似通つた文字は大抵用ゐられた。しかるに明治十年頃にまた「教誨」の語も散見するが、いつしか段々頻繁に使用さるゝことになつて、遂に明

(二)

「教誨」は明治時代の創作語でもなければ、又西洋語の翻譯でもない、古來より存する熟語である。其最も古るく出て居るのは詩經である。その小雅、小宛、第三章に

中原有^ア^イ菽 庶民采^ル之 螟蛉有^レ子 蜾蠃負^レ之
●^{ナシ}教誨^{ナシ}爾子^ガ 以^レ穀^シ似^レ之

註。中原は郊野、菽は善道、螟蛉は桑蟲、蜾蠃は土蜂、穀は善事、似は同化。

餘計なことであるが、此詩を解説して見ると面白い意味が現はれる。『郊野に無主物の菽が實りて、何人が之れを採取するも自由なるが如く、吾人の社會に美しい善道が儼存する。男女貴賤一切の人が之れを躬に行ふに何の故障があらう。土蜂なる蜾蠃は本來其子を産しないから、桑蟲の子を育て、自己の子とするどほり、他人の子弟たりとも教誨するに善事を以てしたならば、必ず同化の効を奏することを疑はないとの意となるやうである。また同書小雅、縣登

之章に

縣蠻黃鳥、止三千丘阿、道之云遠、我勞如何。飲之食之、教之誨之、命彼後車、謂之載之。

これは微賤の者勞苦して、身を尊貴なるものに寄託したい望みを表はす爲め、黃鳥の言を假りて爾か曰ふたのであるさうな。それは兎も角も教と誨との使ひ分けがしてある。其註によると、事未だ到則豫教之、臨事則誨之とある。同じ「オシフ」にしても教は事前に、誨は當面に施すものである。監獄教誨の性質と範圍も概念的に云へば略ぼこれに盡きて居る。

以上の外に尙書の周書無逸の編に

古之人猶宵訓告、宵保惠、宵教誨

とある。これは周公が成王に勵精を勸めて安逸を戒めた一節に、古の君臣が相互に警め安んずる有様を列擧したので、格別近い因縁もないやうだが、用語例の一として引ゐて置く。晋書には「教誨子孫」と用ひてある所から見ると、教誨の文字が父母の訓諭であることにソロ／＼用例が定まつて來た。これ最

「慈心を以て）教誨して、其をして善を念せしむ」ともある。更に佛說善生子經には

「佛によりて）教誨せられて其信を成し、其戒を成し、其多聞を成し、其布施を成し、其の智慧を成す、此れ沙門の五事なり」と説ひてある。是等の經文をよく味得すると、「教誨」の語には父母の慈愛、佛陀の大悲を内容とし、其結果善の一道に歸趣せしむるにあること知られる。

創めて教誨の文字を監獄事業に取り入るゝに當つて此種經典の用語例を全然顧みなかつたとは、斷言することができやう。

(四)

私はこれまで考證的に訓詁的に文字遊戲を試みやうとしたのではない。唯「教誨」の語に裏づけられた父母の慈愛と佛陀の大悲について教誨本然の意義を發見した經路を語つたに過ぎない。父母が其惡子——惡子なるが故に起る所の切實なる慈愛からして、已むに已まれぬ至情を運ぶもの、即ち教誨である。佛

教誨の文字によりて

初に陳べた詩經の原意に則つたものと思はれる。

(三)

それ故に此時代より以後に於て、佛教經典の翻譯者が教誨の語を先づ父母の子に向ふ場合に用ひて居る。其手近かな所で云へば、佛說大乘木生心地觀經に「一人の長者あり名けて智光と曰ふ、其子惡性にして父母に順ならず、有らゆる教誨に皆従ふ能はず」とあり。又淨土教の依憑する佛說無量壽經下卷には「父母教誨すれども、目を瞞らし譽を怒らして言

令和せず」

とある。この現實の父母から更に轉化して、心靈界の父母たる佛陀の教に對しても教誨の語を用いて居る。同經に

「聖(者)を尊び、善(人)を敬ひ、仁慈博愛にして佛語の教誨には敢て虧負せず、當さに度世を求めて、生死衆惡の本を拔斷すべし」と云ひ、また

陀が昏迷の爲めに苦惱に陥る衆生を見ては、一刹の猶豫もなく、所謂「大悲驚いて火宅の門に入る」の救濟的活動が教誨である。教誨は畢竟父母や佛陀の事業であらねばならぬ。私共は過つて教誨師となり教誨の職務を執つて居るが、日常父母と佛陀の代辯者であり、行者であることを、努め忘れない心掛けでありたい。若しこれを忘れては無内容な形式に流れ、熱を失つたお役目仕事になり了りはしない。

私共の小なる自我と、限りある努力とを如何に見積りても、かの頑執な硬化したる人々を魂かきめ、融かし、清めるだけの價值あることを認めらぬ。私は時々反省する、自分の大なる過失は餘りに多く人を教へんとする態度である。否、自ら人に教へ得るとの誤信である。この誤信を胸中に抱いて居る時、私の骨折りは自ら非常に高く價值づけて居るに拘らず、他からは餘りに官吏氣風に陥つてると見られ、或は餘りに傳道者の態度に囚はれてるとの批判を受けつゝある。不圖これを反省さゝれる時は

自己の醜惡と高慢とに對して深刻なる拒否の感情を抑えることができぬ。しかしまた、此時ほど無我の大悲と無限の犠牲的精神とに勵まされ、力づけらるゝ感じを有つことはない。さうして多くの人口が其方に導かれて、正しくてしかも自由なる途へと躍進して往く、雄々しき姿に愈々確信を強固にされるこれ私の衷心僞らざるの経験である。

監獄教誨は國家行刑の一部の名稱である。國家は所謂民の父母としての現實の父母が成し遂げない所を完成する職分がある。父母の教誨に順はず、若くは父母が教誨を誤り又は怠つたが爲め、國民中に犯罪行爲をなした者がありとすれば、國家が刑罰によりて教誨をなすことは近代の國家的活動方向の當然なる歸結である。國家は必ず道德的目的を有せざるべからずとリッブスも云つて居る。父母の心即ち國家のどるべき最高至純の道德的目標であらねばならぬ。

(五)

たの聲ではなくなつて、私の母が遠い昔に、私に言つて聞せた言葉を復び聞いて居るやうな心持ちがしました。又お目に懸つて居るお顔があなたのでなくなつて、私の子供の時分に見た母親の顔が現はれたやうに思ひました」と。此考へが私にとりて大變意味を有つことである。私が説教するに當りて在監人の多くが同じ感想を抱くことは如何にも實際であることを知るやうになつて、私は常に二重の使者として遣はされて居ることを自覺し

私は親しき教誨の語の内容を検討してこゝに至つた。圖らずもパーリングトン、ブリス女史の『監獄を出づれば如何に』の書中の一節を想起する。女史は免囚保護を營む傍ら、米國各地の監獄を巡回して教誨をなすつゝあるが、其感想録なる同書に曰つて居る。

『私が在監人に面接するに、彼等の母親の使者又は代人たることの實狀を見る時、私の事業は二の好きささと二重の神聖さを感ずる。私が呼ばれて居る「小母さん」の名稱に對し腹とて言せねばならぬ。何となれば、私は自分の人として感化しやうと思つて在監人に接するのである。唯彼等の胸中に過去の神聖なる記憶を復活させたひのと、又出来るならば多くの母親の祈禱永い歲月の間何等の効果の無かつた其祈禱に酬ひあらしめたひ爲めである。』

『曾て私が貰つた手紙の中に「あなたが日曜日教誨室でお話のあつた時、承りて居りますと、あな

た。即ち第一は神からの使者、第二は或る慈愛者からの使者である。這の兩方からの使命に關して説述することに依つて、彼等の善き性質が喚び起され、また彼等の胸中に清き思想が目覺めるのである。』

と。遠い土地の異教者の中にさへ、私と略ぼ似た思想の人があることを紹介するは、私の力強く感じる所である。

教誨教育について

教誨師 原 田 義 教

教誨の目的は勿論行刑の目的と一致せねばならぬのであるから、其の目的を達するための道程方針としての教誨は、即ち罪囚をして社會の實際生活に適應し、實踐上に於いて過ちのない人格に鍛治訓化する

るのがその根本方針であらうと思ふ。

教育も同様に専ら徳性の涵養に努め心身の發達を考へ日常生活上に必要なる智識技能を授くるのであるが、徒らに學校教育の如く學業のみに重きを置く

て只形式ばかりに意を用ふることを避けて高尚なる智識階級に必要なものは之れを省き直覺を主とし實用を重んずる主義の下に

瓦斯死刑の研究

實業的教育を施すを主眼として、釋放後直ちに實際の生活に堪へ得る人格者を養成すればよいと思ふ。

目下世界文明國では佛國の斷頭機ギロチンと抹殺機に代りて死因が絶息後の委を損じ且苦痛を與へる時間比較的長いといふので紐州では今より廿年前電氣死刑の新案を出した電帽を冠らせ革細くて電氣椅子に縛したる死刑囚の肉體へ向けに一氣に三千ゲオルトの電流を通すのであるが此死刑を受けたる最初の犠牲性は伊國出身の歸化人某で所謂黒手組に籍を置き十數名の生命を取つたる凶暴殘忍の曲者で情狀斟酌の點が毫末もなき大悪人であつたソコでシン監獄内で米國否世皮切りの電氣死刑が執行された然るに死因は三千ゲオルトの猛烈なる電流を食つても容易に絶息しないので條の電氣技師は不審を打つて取調べの結果電帽に不備の點あるを發見し早速直した結果最初から算へて十二分間に絶息した十二分間といへば較刑の苦痛が大差がないので電氣死刑は大失敗だ較刑よりも反つて殘酷だといふ反對が米國人道主義者の間に起つた併しシン監獄では其後更に研究を積み電氣死刑の方法に改良を加へたので今日では死因は電流を受けたる刑那に早くも心臓の鼓動を止め長くも二分間に全く絶息することを確めた然るに米國四十八州の一なるネブラスカ州では人道に電氣死刑も死因としては未だ理想の域に達してゐない死囚の申渡しを受けた時の煩悶は處刑の苦痛以上であらうソレよりも瓦斯死刑が遙かに人道に合つてゐる云ふ建議が近頃同州議會に現はれた建議者の考案では死刑囚を瓦斯死刑の爲に設けたる特別の牢室に監禁し何等死刑執行の申渡しを爲さずして知らぬ間に多量の炭酸瓦斯を密室内に入して窒息死に至らしむるさういふ段取りの之れにも相當の反對があつたが同所では其後此處刑法につき研究申ださういふ。

從つて罪囚その者をして言ひ渡されたる刑期内に於いて改悛せしめ、一度釋放したる者を再度以上入監せしめないのは勿論、尙進んで普通良民として改過

實際生活の根柢に副ふべく、色彩鮮明なる宗教教誨を以つて施行するのが最も適切であると思ふ。沒常

教誨は總集教誨でも個人教誨でも、同様に内面的心性に對し教養感化して改過遷善せしむるより外はない。

けれども、私の經驗する處によると宗教的儀式を最も莊嚴莊重に行ひ宗教教誨を基礎として道徳を説示し、實

謂の累犯者であつて改悛の實を擧げ良民化した原因を調査すると、必ず宗教的教誨に基く者が多いのである。多數の出獄者の中には或は倫理的父母妻子の感情に通つて改悛する者もある。又は名譽利益地位其他周圍の事情からして改悛する者もあるけれども、妻子なく父母なく地位名譽等もない極めて劣等の出獄者の言ふ所を聞くの

甚いて改悛の緒に就いた上は、容易に轉變移動することはない。何故ならば抑も宗教信念は吾人をして確然不動の地盤に樹立せしめるからして、絶大の自信力の源泉となり、正義實行の念が油然として湧き出で貧に安んじ苦を樂しみ、逆境と戰ふて尙主義を守り、常に其身は絶對無限の大慈悲心に慰められて、世に罪惡の恐るべきことを自覺し、自己の世に處するの自分を守り、良民化するに至るのであるから、どうしても宗教教誨を盛んならしめたいと思ふ。

労働者の犯罪

歐米の司法制度を視察して十二日歸朝した東京地方裁判所檢察正小原直氏は語る「私の使命は労働者の犯罪傾向の調査であつた昨年五月横濱税關濱職事件の目録が付くと外遊を命ぜられ以來十箇月間其内三ヶ月は船中で暮し僅々七ヶ月の短日月であつたので、分の調査は出来なかつた犯罪の多くは労働者であれば使命は労働運動に伴ふ犯罪であること考へたので此方に頭を費したが歐米では同盟罷工が認められてゐるので犯罪は殆んど伴はぬと云つてもよい、獨逸で飲食店給仕人の罷工の際軟化者を示威するため硝子窓を破壊した位の程度で結局労働組合と資本家との交渉で協調される、夫れは労働者が我國に比べるに餘程進歩して居る、外國でも社會の根本組織を危ふする思想の運動に對しては嚴重に取締られて居るが我國よりは比較的寛である、外國では同盟罷工の煽動を日本の如く犯罪と認めず之を認めて居るので犯罪とならずに罷工し結局は纏まることになる」

に「改悛して最下等の不自由なる生活を營むよりも寧ろ太く短く世を樂しむに如かず」と、爰に至つては倫理道徳を基礎とする改悛は境遇の變化に遭遇すれば立ち處に破壊されてしまふのである。然るに宗教的信念に

罪囚をして、實際に反省悔悟せしめ、遷善改過せしめ、様とするには尤も個人教誨が大切であると思ふ。そ

教誨教育について

してその個人教誨を完全に行ふ上については、先づ第一にその個性を十分に知悉せねばならぬ。私は此の點について大に苦心をしてゐるのである。從來當監に於いて實行してゐるのは先づ最初新入教誨の際に於いて

一、性格

これは其性質特質特癖及び生來、習慣、偶發等の個性を見る上に大事である。

二、犯由

之れを近因と遠因とに分けてなるべく詳細に調べる。

三、教育

その程度は勿論或は廢學又は退學の事情及び不就學の理由まで調べる。

四、宗教

其素質の如何を見るので進んで禮拜、習慣の有無まで調べる。

五、犯罪境遇

犯罪時の境遇は即ち本罪を醸造するものであるから犯罪及び接する時期の環境職業の著しきもの等注意して調べる。又た前科者なるときは前科出獄後より今日迄の経路の概要を摘記するのである。

茲に尤も必要なるはなるべく在監者に多く接することである。あらゆる機會を捕へることである。出來得るならば、教誨師は監内に於ける囚徒の唯一の人事相談者として、囚徒の申出は細大悉く教誨師に於いて之れに當り、又教誨師に通じて處置する様になるならば、個性を悉知する上に於いて獨り利益あるばかりでなく、大に個人教誨の目的を達し得られるであらうと思ふ。

教誨師は一般在監者の所遇上に於ける事實に關與し、各種の方面に涉つて精査し一面適當の機會を促

米國の模範監獄

——米國二三監獄の實情——(三)

見 十 生 譯

斯様な話を聞くに付け不取敢自分は亞米利加に於ける囚人處遇の問題を考察せざるを得ないのであ

る。從來とても是の特殊の問題に就ては屢々論議されてあるし又凡そ現代の事物は如何に實利と意義と

六、入監獄評に對する感想
本人の感歴感受性の強弱を見るのである。

七、改善の難易
本人に對する行刑の作戰計畫は主として、これに依り始まるのである。

八、其他參考となるべき事項等。

を悉一詳細身分帳に記録しておいて翌日會議の席上で本人と對照し、將來本人に對する行刑の方針が定まるのであるが、此の後の個性觀察の方法としては唯々經驗を主とし常識により自然的法則を以つて個性を發見し推定するの外はないと思ふが、罪囚どの人に直接するばかりでなく内面的外面的の二方面から觀察し、これによりて再三再四研究を累ねたる結果個性に近い否個性を知ることが出来ると思ふ。

其内面的に係る觀察は信仰の關係、教育の關係、生育及び犯由の關係、其他接見、書信等に表はれた精神狀態であつて、外面的觀察としては言語動作の模範、犯罪の狀況、家庭、職業、嗜好の關係、素行、骨相、容貌、社會的地位等に依るものであると思ふ。

へ能ふ限り力を盡すに於いてよく個性も知り適當な個人教誨も施すことが出来ると思ふ。而して當宮崎監獄に於いては在來一般官吏は自ら進んで教誨師を宗教家として敬師せらるゝ傾向があるから、延ひて罪囚も亦教誨師その人を尊重し且信頼することが厚く、即ち敬して教誨をも聴き、之れに従ふから大に喜びに堪へないのである。此の個人觀察については目下研究的に實行しつつあるのであるから又々時を見て卑見を披瀝する考へである。

現代の「青髻」

▲記憶のよい讀者は、今から一二箇月前の外國報で、稀有の兇漢ランドリュと呼ばれる佛人が死刑になつた由の報道されたことを思ひ出す事か出来るであらう。彼は實に二百八十三人の女と結婚したまうである。まうして其中一人を除くの外は悉くこれを殺してしまつたまう傳へられる。多くの女と結婚してやがてそれを殺す者を彼地にては昔から「青髻」と呼んでゐる。ランドリュは現代の「青髻」として、佛國のみならず、廣く歐米人の心臓を突からしめた怪漢である。

▲ランドリュは三年間未決監につながれてゐたが、最近に至つて漸く罪狀疑ふ餘地なしとして、判事シュベル氏の審理の下に、グエルサイユにてギロチンに懸けらるべしと宣告されたのである。併し彼は最後まで全然殺人の覺えなしと主張し、死刑に處せらるゝとすれば、其は全く世間の死であると同義して已

係したのは嘘である否定しながらしかも其中數人との關係に就ては寧ろ得意になつて自ら肯定してゐるのである。

▲不思議な事には、其數人が残らず此世の中から姿を消して、決して再びあらはれて來ぬ事である。で、官憲は彼がそれらの婦人を殺して、或はストグで焼却し或は何處かへ埋め、或は何處かへ捨てたものであると睨んだのである。だが三年餘に亘る當局の證據蒐集にもかかわらず、彼女等の骨は何處にも発見されなかつたのである。で、この殺人冤は昂然として自己の罪惡を最後まで否定しつづけたのである。

▲彼は禿頭長髯の五十男であるにもかゝらず、彼自ら其關係を肯定してゐる婦人は、多く十八九歳から二十歳までの處女または未亡人である。此稀有の兇漢の宣告される日、其裁判が驚くべき人氣を呼んだ譯は當時の電報にあつた通りである。ても怖しき色冤の所行かなと云ひたくなるではないか。

に立脚せねばならぬかと言ふ點から見ても何分の解決を要する緊急な問題と言はねばならぬ。是に就て特に指摘せねばならぬのは、從來是種の議論を爲した者は何等監獄の實狀に付いて交渉を有たなかつた人々であると言ふ點である。尤も例外はある、亦是等彼此の論議と雖も全然何等の効果をも齎らさなかつたと云ふ譯ではない。現に之が爲めに行刑の組織も多少變つたし懲罰も減少さるゝ傾になり、交談や屏禁に關する規則も寛大になつた。亦窄衣の禁止(事實自分が見た譯でもなく従て充分の心證を有つて言ふのではないが、噂によれば、諸所の監獄で窄衣を使用したそうである)及び一時廣く行はれて居つた「半鐘」(手頸を縛して身體を吊し上げ左右に振るやつ)の禁止ともなつたのである。

是等の點に就て千九百二十年一月二十七日の「デトロイト」新聞の記事を引用して見やう。斯云ふ事が載つてある。

「典獄ハーレー・エル・アルバート氏は委員會に於て笞打懲戒の如何に有效なるものなるかを説明せり。

◇被罰者には手錠 及び目隠しを施し兩踝を緊縛して特に落付きよく楡上に架せられたる長き梯子の上に身體を俯臥せしむ。典獄の言に依れば斯く目隠しを附するは笞打者の何人なるかを知らしめざらんが爲めなりと。(曾て同監獄を訪問したる時余人をして爲さしむべきにあらざるを以て典獄自ら笞杖を加ふる由を物語れり)次に被罰者の背部を裸體にし「リンネル」の布片を以て之を被ふ。笞打用具は幅四寸の帶革にして一時毎に小孔を穿ち其の一端に把手を附せるものなり。典獄によりては是を水に浸して柔軟ならしめ後使用する向もありと云ふ監獄醫ロバート博士(余が旅行中會見したる監獄醫中にて最も優秀にして而も謹直なる人物の一人なり)は懲罰執行中被罰者の脈搏を檢し必要に應じ一定の合圖を以て笞打の停止を求む」

記事は段々微細に亘り笞打執行の三事實を例示してあるが茲には其の最初の一例を掲げる。

『精神病院より移送せられて後七月を經過せる十二歳の少年「トーマス・シュルツ」は笞杖百八十一の懲罰を受け執行期九日間屏禁室に拘禁せらる。其間只水とパンとを給與せられたるのみなり。彼は十一月三日反抗及び其他の件を以て同上の懲罰に處せられたるものなり。犯則は共に決して重大なるものにあらざりき。翌十一月四日に四十杖五日に三十五杖六日に二十六杖九日に四十杖十三日に四十杖都合百八十一杖の執行を受けたるは「ジャックソン」と云ふ監獄で比較的良い監獄である。(餘り始めから賞めた様だが實際何處に行つた

囚徒に喫煙を許す

▲英國のメイドストーン監獄にては其の在監人の或者へ喫煙を許さうとしてゐる。尤も其れは星囚徒と呼ばれる或種の囚人に限り、其數も約百人である。傳へられる。犯人に喫煙を許すといふ事は必ずしも新しい試みではない。ワイト島のキャムプ・ホル監獄では既に同様の試みを行つてゐる。併し同獄は未決囚の監獄であるので、他の既決囚を入れる監獄とは幾分異なつてゐると見るのが至當である。隨つて既決囚に喫煙を許すのは、メイドストーンが初である。

▲併し囚人に喫煙を許す事が其いかに悪いかは問題である。喫煙を許すべき者は、善良なる行爲のおつたものといふ事になるであらうがさうして又第三級乃至第四級の者のうちの少數といふ事になるであらうが、例へば二百の監房あるうちの十人が其れを許されて、他の者は其煙を吸ひ得ないといふ事になる。其

▲現在禁煙になつてゐる獄中へ密に煙草が入り込んでゐるのは事實上に見る現象であるが若し一部へでも其が許される事となること、どれ程多く其れが入り込むかは想像に餘りある。そこで若し善良の行爲のおつたものに喫煙を許すとすれば、さういふ者を一團として他の囚徒と別の處で喫煙せしむるやうな方法を採るべきであらう。(萬朝)

フィルムと犯罪

神奈川縣内に於ける劇場、寄席、活動寫眞館等は累年増加しつつあるが警察部保安課が昨年七月から十月迄の期間内に於ける興行物に就て調査した處に依ると全縣下の劇場數は二百三十二、寄席百九十七、活動寫眞館二百六、合計六百三十五軒で入場客數は劇場百一萬四千六百七十一名、寄席三十七萬五千七百八十四名、活動寫眞が二百三十三萬六千二百十二名、即ち活動寫眞の入場人員が寄席の

米國機監獄

つて良い傳染病がないと同様に良い監獄はないんだ。然し若し人あつて吾輩に對ひ七十に餘る監獄を視察して其の中で最も難點の少い監獄は何處であるかと問ふならば、私は先づ「ジャクソン」監獄を十指の中に屈指少くとも十二三番の中に加へたいと思ふ。

典獄は非常な勤勉家で趣味を以て仕事を爲て居るし、又階級表彰處遇の指導者であつて現に自身も可なり廣い範圍に於て之を實施して居る最も教化力に富んだ典獄の一人と言ひ得るだらう。又囚人も概して他の監獄よりは自由を認められて居る様である。まあ是の監獄の宣傳はこれ位に留めて置くが然し只今申した様な懲戒の方法が最も進歩的な經營振りの生々した監獄に於て今尙現存して居ると云ふことを繰り返して述べて置きたい。然し斯く言へばとて敢て何處の監獄に於ても笞杖の懲戒をやつて居ると云ふ譯ではない。但し隨分想像以上諸所の監獄に於て行はして居るし其他舊式な懲戒の方法が事實到る處の監獄に今尙残つて居るのである。

獨居拘禁

をやらぬ監獄は恐らくあるまい。或は數ヶ月長きは數年に亘り獨居に附して居る監獄もある。甚だしきに至つては終始獨居拘禁で通す監獄も少くないのである。人數から見れば五六人乃至二十人位の處も見ることが中には期間の長短こそあれ五十人も終始獨居に附

して居る監獄もある。一體典獄は何の爲めに獨居拘禁をやるんだらう勿論獨居拘禁自體の目的は理つて居るさ。然し其の他に何を求め何を結果するかと云ふことを知らないのだ。

只是は吾輩等の發明だとはかりで又最後の手段として行ひ拘禁最善の方法なりとしてやつて居る。人によると普通の政策的見地からやつて居る向もある。曾て西部の或る監獄に於て人の善さそうな典獄に案内せられて特に二三十房もあらうかと思はるゝ獨居監を見せて貰ひ監房の階段を上つたことがあつた。當時は四人ばかり獨居拘禁者があつて其の中の一人は四年間も獨居に居ると云ふことであつた。獨居者には作業を課するでなし交談は勿論讀書も許されてない。喫煙も禁じられて居る。偶々只一人しか拘禁者がなかつたとき典獄が其者に喫煙を許可し其の條件として若し他に拘禁者があつても決して其者に煙草を分與してはならないと云ふことを言渡したそだ。然し是は素より不可能の要求である。喫煙の如きは獨居拘禁者にとつて唯一の慰藉と云ふ可きであつて、それを他人に分つべからずと云ふことは到底望まれ難いことである。果然其の四人は一服の煙草を他囚に與へた。彼としては只止むに止まれぬ事を爲たまでであるだらう。早速典獄は喫煙の特權を剝奪して了つた。理由に曰く「若し永久に特權を持続したいな

米國模範監獄

約九倍、劇場の二倍以上に達してゐる。而して各興行の取締違反数を擧げると、劇場が一萬二千二百二十二件、活動寫真館が二萬五千八百廿五件、寄席が三千五百四十八件で、違反の重なるものは△喫煙室外で喫煙した者△男女客一席を混同した者△觀客の妨害をした者△振舞行為のあつた者△劇場内にて放尿した者△射撃で客を誘引した者△劇場の届出を怠つた者△換氣採光を怠つた者△客を舞臺や樂屋へ入れたもの等であるが興行物中其節で最も注意して研究的に調査したものは活動寫真の影響である。即ち活動寫真を見た爲の犯罪としては△窃盜男二五女三△放火男一△脅迫男一△強盜男一△強盜未遂男一△金錢浪費男一合計男三十一女三といふ多數に上つて居る更に之等犯罪者の實例を擧ぐれば強盜犯では大正十年九月月上旬有樂館で西洋劇「燃ゆる円盤」を見て俄かに強盜を演じたくなり伊勢佐木町通りで強盜罪を犯したものがあり、東京淺草の不良少年白骨團が神奈川附近で活動寫真式の撮影をして、他の活動寫真を見て八九歳の少女を強奪せんとした鈴木吉藏及び戸部町一ノ一七代田信雄が有賀サエ（一八）といふ娘に戀慕したが其娘に低價兒と罵られたを怒り復讐をしやうと思ふて居る際偶々戸部の活動寫真で戀の復讐といふ映畫を見て遂にサエの自宅へ放火したなどは其犯罪の重なるものである。

協會で犯罪調査

最近に於ける米國の犯罪増加につき米國聯邦警察協會は、委員會を設けて各方面に亘り大規模の調査を行ひつゝ來る八月桑港に開るべき同協會の大會に於て其調査の結果を報告し且つ犯罪増加に對する救済の策を考へ急務なりとの警告を國民に發せんとするに決せり。此決議は過般來華盛頓府に於て廢取したる多くの殺人の連串を基礎とし、今後北支那市、市俄古市等に於て此種連串の行はるべしとの事なり。犯罪増加の原因は又辯論の戦争の結果又は不恰當なる刑罰或は又辯護士が暗黙の熱心に對するものあり、其増加の原因に歸する爲めに何等かの有効的方策を講ずるに非んば其結果は恐るべき現象を惹起すに至るべしと委員一同の公言する處なり。(法律新聞)

ら當初言渡した條件を遵守すればよいのである』
獨居拘禁に就て述べたことは亦

◆暗室拘禁

に就ても同様云はるゝ。實際何處の監獄にも暗室の設備があり一日平均一人乃至十五名位の被拘禁者が現在して居る。晝夜の食料としては只少量のパンと一合足らずの水としか與へられてない。約九十パーセントの監獄では日中即ち毎日十時間乃至十二時間暗室監禁の際に囚人の手を監房の壁又は戸の棧に手錠で結索して執行するのであるが、其の間は四五日か永きは數週間に亘るものもある。或る二三の監獄では手錠を廢し其の代りに恰も人が這入れる様に作られた鐵籠の中に檢束する處もある。是の鐵籠は使用に應じ把手を動かして伸縮することが出来る様に仕組まれてあるので、監禁者があるところ鐵籠を監房に持ち込み本人の體軀に應じて好い加減に伸縮さるゝのであるが、大抵は少しの餘裕もなく加減せらるゝので膝を屈めたり倚りかゝつたり左右を見廻すことも叶はぬ。只兩手を緊乎と身體の兩側に付け丸で郵便函の様に真直に突つ立つて居るより、はないのである。一日に僅少の「パン」と水を與へられて典獄や副典獄がまあよからうと云ふまで立ち続け辛抱せねばならぬのだ。

自分は監獄當局が

◇手錠を使用しないと云ふことに就て一考ありたいと常に望んで

居る者である。髓に是は一つの改善であると信ずる。考へても見給へ、暗い監房の中に兩手を緊縛され少量の水と「パン」を當てがはれて身體を動かすことも居すまいを代へることも叶はずに一日十二三時間も打ち通し立ち続けるんだ。之が何で改善だろうか。或る二三の監獄では壓し潰された様に平たくなつて居らねばならぬ鐵籠を用いて居る。尙其の上到手錠まで施こして居る處もある。もつと甚だしい監獄——其の監獄は檢束と云はず其他の點に付ても非難すべき監獄であるのに自分では進歩的な監獄だと自稱して居る——になると夜間睡眠中でも手錠を解かない處もある。

自分の記憶して居る或る監獄の執行方法を紹介して見よう。もう二三寸で床に達する位な長さの棒を一本監房の壁に斜に取り付け其の棒に箆金を一個付けてある。夜分になると囚人の寢板を此の棒の側に寄せ囚人の手頸に手錠を施し又其の手錠と棒の箆金を手錠で通して緊索する。つまり終夜寝返りが出来ない様に亦寢臺と稱する板から外に出られない様にするのである。

獨居拘禁、暗室監禁、手錠等色々あるが然し監獄に於ける懲戒の一巻は之で御仕舞と云ふ譯ではない。次に

米國模範監獄

◇地下室監禁と云ふやつがある。恐らく諸所方々にあるまいが現に行はれて居るし自分も二個所で目撃した。其の一は州立監獄であつた。古い監獄で眞暗な濕氣のある監舎の一房が地下室になつて懲罰房として使はれて居つた。監舎の中央に床と平面になつて一枚の鐵扉がある。舊式監房の扉の様に片開らきになつて居るが蝶番が錆び付いて開けるとキエウキエウ音がする戸を上げると狭い脆弱な梯子が掛つて其を降りて地下に達すると二重に腰を屈め匍匐する様にして歩かなければ通れない細長い通路がある。周圍を石で固め其の上に錆びた鐵力板を張つてある。到底立つて歩くことは出来ない。好い加減な脊の人なら座つて居つても窮屈な位だ。入口に居つた典獄が戸を閉ぢた、眞暗な狭い細長い濕め濕めした風も通さない穢い穴の中に取り残されて了つた。乾度鼠や性の好くない害虫共が居るに違ない。是處に這入るには手洗用としてバケツに水を一杯持つて行く必要がある。纏て地下室から這ひ上つたとき典

獄は無難作にこんな小言を言つた。「以前是處に三日間或る囚人を打ち込んだ事がありましたよ」讀者よ。敢て御一考ありたい。一體是等の事が人間の靈と肉とに對し何を意味し其間に何の交渉があるんだらう。自分は是の一書を悲痛讀むに勝へざるものと爲すことを欲せぬ。

もう一つ同じ様な事がある。歸途極めて◇有名な監獄に立寄つた。私の子供の時分から評判な監獄で最近十年間に最も改良された監獄として知られて居るのである。典獄が囚人と一所に監外の道路を撮つた寫を當時見た事なども記憶して居る。そして以前よりは囚人も餘程自由を與へられて居るんだなと思つたのであつた。囚人達は官吏の戒護を離れ彼等の自制に訴へ監外の山野に道路の修築をやつて居つたのである。是の州では數哩の道路を囚人作業に依つて開修したが戒護看守なしにやつたのはこの監獄を以て嚆矢とする。

監獄の門を叩いたとき自分の胸は期待に躍動した

少くとも是處で例外的な月並でない模範監獄を見る事が出来るのである。實に州の誇りであり亦監獄管理の責にある人の名譽と云ふべきである。實際私には是の監獄の典獄が比類なき監獄管理の功績ありと云ふ故を以て知事に榮進するんだと云ふ評判を聞いたのであつた。

成程自分は今是の監獄に來て月並でないものを見聞した。

◇然し其は只進歩と殘忍に過ぎなかつたのである。第一に眼に付いた監内の光景は自ら自分の眼を疑はざるを得ぬ。實に奇怪なるものであつた。膝に鐵鎖を吊り下げた九名の囚人が小さな一輪車を曳きながら圓周を成してぐるぐる歩いて居る。近寄つて見たら車には重い鐵丸が鎖で結び付けられてあつた。中央に看守が立つて一同を戒護し囚人達は身體を前屈みに濫面作つて足を引きづりながら朝から晩迄手車に鐵丸を載せて曳き廻つて居るのである。案内の看守が云ふことによれば彼等は三月も斯ふ

やつて居るとのことである。彼等は夜分になると鐵丸を監房に運び朝には食堂に持つて行くこと云ふ風に九十日の間は何處に行くにも御伴の如に鐵丸と膝の鎖が隨所に付き絆ふて居る。典獄の立場になつて想像するに是が彼等に善を勸むる所以であり又惡人を改善する方法の一として考へて居るらしい。

其他自分は普通監獄に於て行はるゝ所謂異例なるものを澤山見た。暗室―水と「パン」―孤寂―手錠と云ふ様なもの。それから笞刑を執行するに當り打手がないときに有色人を雇ひ入れて笞打たすことなども見た。白人が憎惡の念からして殺しはしまいかと云ふ悞れから黒奴を監内に使役することは絶対に禁せられて居る筈である。

私が『監獄並監獄作業委員會』に致した報告書の中に次の様な事を書き送つた。自分は如斯報告を爲さんが爲めに旅行して居るのである。

「余は今〇市に於ける有名な新らしい監獄を視察した。而して方々見聞し得たるものは正しく左の通

幼少年の職業變更に就て

りである。

九名の囚人が鐵丸と鎖を引きつりながら圓周を爲してぐるぐる廻つて居る。

各刑を科する爲めに囚人を縛する柱が立つて居り黒奴を使つて笞打たして居る。

牢室がある。獨居の孤寂もある。手錠で戸に縛り付けられた人間も居る。水と「パン」のみの質劣なる給與と何等作業を課せざる無聊さを窺つた。

加之他の監獄に於て普通に處遇の一方法としてやつて居る特權の附與と云ふことが無く亦彼等に自由を與へてない。

私が是の監獄を訪問した前の日曜に巡回教誨師がやつて来て一席の教誨を加へ先づ其の冒頭に於て典獄の世界的名聲を稱へ如斯温情味ある處遇の下に服役する囚人は幸福であると縷々述べ立てたをうだ。

然るところ一部の囚人はぶつぶつ不平を言つて居つたと云ふことだ。其の理由は斯うである。其の教誨があつた爲め教誨室にあつた活動寫眞機が他所に運ばれて囚人が一週一度の活動寫眞を見ることが出来なかつたし又日曜日の戶外運動も許されなかつたか

のであらうと思ふ。

我國に於ても昔より「好きこそものゝ上手なれ」など云ふ言葉もあつて、其は確に其通りだらうが、併しこの理論を總ての幼少年に應用して果して實際に於て良結果を見得らるゝであらうか、將又其良結果を見得るだけ其父兄及世間が之を認容し得るであらうか、尙又其良結果を見得るまで其父兄なり、家庭の事情なり、萬事萬端が大膽に寛容し是認し呉れるであらうか、大に疑問とせねばなるまいと思ふ。

尙幼少年の意思精神なるものは既に先輩に言はれて居る通り、實に單調で、外界の衝動誘致萬端に因つて非常に變化し易く、昨是今非恰も雲霧の風向き次第、東西復南北更に其方向の定め難き者が多いのであるから、併し多數の幼少年の中には確乎不動の精神所有者があつて、其初一念を貫徹し、一大成功を敢てする者も有るが、併し其は極めて少數で有ると思ふ。

其で幼少年の職業の如きは子を觀ること親に如か

幼少年の職業變更に就て

らである。是の事を話して呉れた看守の言ふには「そう云ふ鹽梅にやつてですわ、囚人達に成程是處は眞の監獄であるわいと思はするんです」聞いて呆れざるを得ない。彼等職員は現在の是の監獄を眞の監獄と思つて居るんだ……然し彼等が如何に鈍鈍立になつて騒いでも是れ以上の悪い監獄にすることは出来まい。

現下の監獄處遇問題に就てはこれ位で筆を擱くこととする。

幼少年の職業變更に就て

青森 井 上 謙 敬

幼少年子弟の職業の如きも放任主義や天才發揮論に依つて、其幼少年の好むものでなければ成功しないからとか、又當人の厭がる事を遣らせても到底駄目だからなどと、唯一途に父兄が當人任せに其言に聞き、其爲すが儘に放任するが如きは、餘程考へも

す斥言ふ言葉も有る位で有るから、先づ最初に能く其父兄たる人が其適否才能等を考察し以て或る程度迄は大に干渉した方が却て良好で有る様に思ふ。更に詳言すれば今或職業の選擇に向つては、其幼少年の希望に任せるもよいが、一旦志して取付いた職業或は父兄が考慮の結果見込んで遣らせた職業に對つては何處々々迄も干渉強制して、其初一念を貫徹せしむる方法態度を探つた方が危険氣がなく失敗も其數に於て極く少ない様に思はれる。

幼少年の時代に於て轉々の職業に（見習徒弟店員等）轉々する者は、怎うも面白くない結果に終る者が多い様に思れる。嘗て仙臺の監獄に居つた時も少年在監者に就て之が統計を取つて大に感じたので有つたが、其後復淡路の少年監獄に於て取つた統計も亦同一事實を立證して居つた。今は成年監獄に勤務をして居るが、併し時々少年の入監者も有るで、之に就て調べると、矢張り此の感を深くせしめられる幸、淡路少年監獄（洲本）勤務中の統計が今手元に有

幼少年の職業變更に就て

るで之を掲げ更に先輩諸兄の教示を仰ごふと思ふ。

罪名	職業變更回数						計
	變更セズ	一回	二回	三回	四回	五回六回	
強盗	一	一	一	一	一	一	一
詐欺及恐嚇	一	一	一	一	一	一	一
横領	一	一	一	一	一	一	一
文書及有價証券偽造	一	一	一	一	一	一	一
放火	一	一	一	一	一	一	一
窃盗	一	一	一	一	一	一	一
郵便法違犯	一	一	一	一	一	一	一
計	一〇	一九	二二	一七	一四	五	八九

大正四年一月現在

印ノ中二十八歳次ニ廿歳未満各一名宛ヲ含ム

少年受刑者入監前の職業は斯く轉々變更して居る。幼少年時の店員徒弟等の奉公就職は、全く其職に對し習熟見習中の尤も大切な期間で有つて、之を物品に例れば今製造中の未製品で有る。爾に其未製品中に其奉公先、其見習職業を屢轉々變更せしむるこ

とは之れ只破壊汚損の結果をこそ持ち來せ決して精巧なる優良品たらしむるを得ない。而して能く調べて見ると、其職業の變更には多くは其本人に何等かの缺陷失態が纏綿して居るので有る。故に其父兄たる人は自己の愛兒愛弟が其職業の轉換變更を申出でし場合に紙幣的の愛に溺れず、其偽言に魅せられず、能く之を調査し、以て其缺點、缺陷を矯正拂拭、鞭撻して以て其初一念を貫徹せしむる様せられたいのである。

少年入監者に付て見ると、怎うしても此の未製品時代の期間に其奉公先或其職業を轉々變更した爲め其幼少年の身長が齡の發育と反比例に破損品となり汚損品と化し、墮落し遂に犯罪迄も敢行せしめて居る様に思はれてならない。世の父兄たる人々は其愛兒子弟の職業の變更に對して大に一考を煩したいと思ふ。又我々幼少年受刑者の教養に携る身は此の職業の變更も一の見逃すべきからざる犯罪原因として適當の工風を要するものに非ざるなきかと思ふ。敢て先輩諸兄の教示を仰ぐ。

海外時報



米國監獄事情

紐育州に於ける監獄調査委員會報告書一九二〇年度——(一)

辻 生

丁度此夏私が監獄作業の方面を受持つことと成つた當時のことであるが、東京監獄の河津君が最近何處からか大變よい本を手に入れたといふ話を聞き込んだので、早速同君を訪れて見るに豫て私が非常に熱望してゐた所の此レポートであつたので私は小躍りして喜んだのである。早速同君に四五日の間割愛して戴くことにして宅に持歸つて讀んで行くまごの頁にもごの一行にも私はヒタヒタ吸付けられて了つたのである。夫れは此レポートが同州の監獄行

政務に作業組織の缺陷を指摘して如何にも餘蘊がないのと而かもそれが恰がも我監獄界の缺陷其ものを算立立てて居る様な氣がして私の心は之が爲にヒシヒシと應たえたからである。それで其後同君に逢つて御願致して暫くの間音が座右に備へることが出来たのである。此改良意見は勿論國情が異り且又刑罰組織や行政組織等が違つて居るのであるからして直ちに移して我國に應用するといふ様な譯に參らぬのであるが彼の國の監獄事情も分り旁觀者

の参考にもならうかと考へて閑暇に抄譯して見たのである。何分にも多忙なので例の悪文が一層目に著き中にはおどかしい程達筆な所もあるが二三同僚の勧めもあり其一部を譯出することにしたのである。

第一 紐育州—監獄—在監者

(一) 紐育州

本章では先づ州の監獄制度の現況を或二三の重要な観察點より考察し監獄問題に對する數箇の疑問を提供することにする。

【監獄局】 吾々は先第一に州の監獄局とは抑々如何なるものであるか其概觀を描き出して見る必要がある。州監獄局の職能といふものは實に廣汎なものであつて其内には他の總ての行政廳の權限に屬する所の一切の問題をば事實上に於て包含するのである否そればかりでなく實社會に屬するそれ等の問題を含んでゐるのである。貨物の製造、勞働の分配、貨物の購買及販賣、家政經濟、建築、農業、教育、

醫療、宗教、訓練、精神的缺陷、結核性疾患等凡そ是等に關する問題は悉く監獄局の領域内に在るのである。要まり監獄局とは其管理に委ねられたる者の精神的、道徳的、肉體的及び職業的の安寧に對する完全なる責任——而かも爾餘の如何なる官廳が有するよりも一、完全なる——を有する一機關である。

【監獄局長官】 而して此機關の長たる監獄局長官は彼の職務を實業的の方面より見る時には將に一大工場設備を有する大會社の總支配人の地位に比するところが出来るのである。其工場設備は則ち左の六ツの

場所名(監獄名)	職工(在監者)	場所名	職工(在監者)
グロントン	一、一五〇人	ダネモラ	五四三人
シンシング	一、〇四一	マテラン	九〇八
グレートメド	四九一	計	五、三六六
オーバーン	一、二三三		

是等の職工(在監者)を監督して行く爲に長官は九百七十三人の使用人を自己の責任の下に監督して居るのである。

如此此總支配人は自己の監督の下に是等の多數の使用人と多數の職工——在監者、年齢上よりせば十五歳から七十五歳位迄の者を網羅し身體的精神的特徴よりせば白痴、癲癩、不具者、通常人、扁桃腺炎、結核患者等を包含し教育に付ては教育線的一端に於ては自分の氏名をさへ満足に書き得ざるものもあれば他端には哲學の博士連等が控えて居る。彼等は又恐らく全世界の國民性を代表して居るともいへるであらう。併ながら結局彼等は彼等自身としては勿論のこと彼等の監督者たる使用人の鞭撻に依つても依然として勞働の意思を持たぬのである——とを一組織内に於て常に活動せしめ且一箇年に二百五十萬圓の貨物を生産すべき各種の製造業を管理するの責任があるのである。而かも彼が是等の製造業に使用する爲に前長官より承け繼いだ器具機械は大概は高々二流三流品でさもなくば時代後れの代物である。それに又作業職員の如きも從來種々の情實から何等技能もなく經驗もなき人物をば雇備することを餘儀なく

せられて居るのである。そして彼は斯様に不利益な條件の下に於て勤勉なる勞働者と完全にして精巧なる製造設備を有する一般民間の製造業者と同一品質の貨物を製作しなければならぬのである。そのみならず彼は貨物の販路に付ても人知れぬ苦心を續けて居るのである。成る程州の法律により各官廳は監獄製品を購入することになつては居るものゝ色々の口實を設けては之を避くる様に力めてゐる風があるのである。それに又彼は勿論紐育州一千萬人の信任により其職に就いたのであるが是等の人々は稍ともすれば彼の産業施設や其他の事業を種々なる事情と私情の下に妨害を試むるが如き場合がある。又州の會計法は彼の産業計劃に關する諸經費に對し殆ど不可能に屬する正確さを以て豫算の編成を命じ且州議會は彼の工場の勞働狀態の改善に關する要求を斥くことが屢々あるのである。

以上の困難なる産業的使命の外に、彼は又多くの家・政・的・仕・事・を・負・は・さ・れ・て・い・る。即ち職工たる在監者

には日に三度の食事が供給せられ且被服、住居、保温、休養、教育、醫療等に付ても亦夫れ夫れ細心に手配せられなければならぬのである。而かも中には殆ど一日中の毎分毎に監視され甚しきに至つては夫れが終身繼續を要するが如き場合が往々あるのである。

彼の任期は五箇年であるが彼の任務は決して容易な業でないのである。若し眞に彼の職務に對する資格を算へ立てるならばそれは實に非凡なる人格を要求しなければならぬ。則ち彼は行政官たるに其に實に又大企業たるの素質を持たなければならぬのである。彼は先其就職前に於て既に廣く世間を見て來て居なければならぬ。又同時に他の州官廳の事情に通曉して居らねばならぬのである。夫れのみならず彼は絶えず自己の職務の範圍内に起つて來る醫療や教育や産業の諸問題に對して之を正確に評價し理解し得る能力を持たなければならぬのである。錯綜せる行政上の諸問題の一連續が監獄局長官の任命と同

時に彼の眼前に群がり現はるるからである。扱吾々は今非凡の力量ある長官が監獄改良に對する非常なる意氣込を以て其の職に就いたと假定する先づ彼が恐らく先頭第一に爲すべきことは最近數箇年間の監獄局の報告書に目を曝らすことであらう。そこで彼は先第一に最近十年間に於ける第六人目の長官であることに氣が着く、そして夫れと同時に彼は五箇年の任期とは一體何を意味するかを訝るであらう。彼は進で報告書の先きを讀む、そして彼の如き事實に突き當る、則ち一人の長官の政策は其の後繼者に因つて忽ちに覆へされてゐるといふことである。或年度に於て州は一ツの監獄の設立計劃を立て該年度に於ては豫算の流用迄もして敷地の購入を終つて居るが而かも其翌年度に至り州は恰か小兒が新しき玩具に目がとまるや否や舊き玩具を投げ捨てる様に惜氣もなく其計劃を放棄して居るのである。又一人の長官が教育に熱心にして種々の教育的施設を爲したるに是等の施設は次の長官に依て全然

破壊せられて居る。又或報告書が精神病的考査の價値と效果とで充たされてゐるのがあるかど見ると其れに次ぐ報告書には此事業が全く廢止されたといふ記事があるのである。

監獄局の建物から街路を一寸横切つた所に州の教育局がある。此二局の機能は素より異つてゐるのであるが特に顯著に目に付くことは此兩者の長官の在職年數の著しき相違といふことである。曩にも述べた様に監獄局は十ヶ年間に六人の長官を迎へたのに反し教育局は二十ヶ年間に僅かに二人を迎へたに過ぎないのである。教育局は實に約一百年の間州の教育界に對し或は學說に於て或は實地に於て不斷の指導者であつたのである。最初は狭少やかな赤く塗られた校舍に蹲まつてゐたのであるが、其の領域は次第に擴張せられて今や教授法低能學童の爲の學級、醫學的検査、圖書館、體育訓練及其他一切の種類の特殊訓練の爲の學校を包含するに至つたのである。則ち教育局長官は教育學に屬する一切の材料を利用して

州民の教育てふ一大問題をば解決せんと努力して居るのである。斯かる事實は監獄局長官と雖も承認せざるを得ないであらう。

吾々は上述せる事實に突當つても監獄の新任長官は決して其の勇氣を沮喪せざるものと假定する。さらば彼は一體何を爲すことが出来るか、彼が長たる所の監獄制度をば改造する爲に彼の權限内に於て如何なる試みを爲し得るか。彼は恐らく局内の各課をば責任を重んずる經驗ある課長に依つて改革せんとするであらう。彼は又彼の在監者等が各れも適所を得適當な給養を受け且産業上有能なる市民として復員せらるゝ爲に在監者の分類を司る所の一課を新設せんとする考を起すであらう。又彼は監獄の貨物製造力及販賣力を増加せしめんが爲に自己の監獄を現代的の裝置と事務とを以て組織せんと欲するであらう。併ながら是等の計劃は各れも費用を要するのである。則ち議會の賛同を経なければならぬのである。而かも此議會の諄解は從來最も困難とする處で

あつたのである。良心の鋭い議員等は全く一貫せる主義方針を缺きたる従来の姑息手段に對しては常に消極的態度を採つたからである。

吾々の本調査の重要な目的は議會が以下數章に記述するが如き監獄改良計劃を採用するに至り、且監獄局長官が現在の権限内に於て監獄改良の計劃を立つるの一助ともならんことである。

(二) 監獄

次に吾々は各監獄の現狀を觀察することにする。監獄の長は言ふ迄もなく典獄である。

【在監者吏員代用の弊】彼は監獄問題を一體如何に見て居るであらうか。或る無經驗の者が州のどある監獄の典獄として任命されたと想像する——不幸にも屢々事實であるが如くに——彼は監獄局長官からの事務上の呼び出しに應ふる爲めに受話器を取り上げる。すると驚くべし、彼は職務上の從て絶對に秘密を要する會話を電話室に働いて居る一人の在監

者が盗み聞きをしてゐることを知るのである。電話を終つて彼は廊下を横切つて會計官の事務室へ行く其所で彼は會計事務の記録に従事して居る者の殆ど總てが在監者であることを知るのである。

【作業狀態】次に彼は最初の巡視をなさんとして中庭へと歩を運ぶ、そして其所に土工に従事して居る一團の在監者に出會ふ。彼は直ちに彼等が餘り熱心に働いていないことに氣づく。彼は更に歩を移すと色々な在監者に出會ふ一人は醫者へ、今一人は教誨師の所へ行く所だといふ、第三の者は面會の爲に、第四の者は炊事場へパンとコーヒーを取りに、又他の者は日用品を取りに行く途中だといひ、最後の者は別に何所か當てがないのであつた。そこで彼は時計を引き出して見る、時計は正しく朝の十時を指してゐる。彼はこれは一體訪問や食事やの時間であるのかと不審に思ふのである。それから彼は工場に足を踏み入れる。そして彼は其所に瓦斯ストーブの周圍に三人の男が洋葱や馬鈴薯を調理したり燻肉を揚げた

りしてゐるのを見出す。又四人の男、隅の方に大變穩順なく座つてゐる何もしてゐない——一時は工場内で勝負事が許されたといふことである——尙三四人の男が物憂氣に延金を並らべてゐる。そして極少數の残りの者がケタタマシイ音をたて、僅か許りの灰鏝を作つてゐる。機械器具は稍備はつては居るが時代後れのもののみである、製作品は鈍重な無細工な流行後れのもののみである。工場は實に暗い汚穢くるしい不健康的な場所である。暫らくの間彼は工場内の是等の作業狀態を觀察して居たのであるが非常に驚いたことには彼等が晝食に行く支度の爲に正味四十五分といふ夥しい時間の浪費をして居ることである。

【食堂】かくて彼等は列を組んで食堂に出かける彼も其後に隨いて行く。彼等が其所へ着いた時には食物は既に準備せられ食卓上に排列されてゐるスープは椀に盛られコーヒーはコップに注がれてゐる。そこで彼は一寸是等のコップや椀に觸れて見る。スー

プも、コーヒーも冷めて生微温い。彼は試に豆スープを味つて見る一體彼は此豆スープは大の好物であるのだが冷え切つて居るので彼は食慾は一度に消えてしまつたのである。次にコーヒーを飲んで見る。彼の舌は到底斯かるものをコーヒーとして認むることが出来ないのである。扱在監者は食卓の如き細長きベンチの上に座つてゐるのであるが、室内はジクジクして床はコンクリーで大變冷めたい。此食堂はどう考へても氣の進む愉快な所ではない。彼等は再び列を組んで外へ出たが彼は食ひ荒され又指も觸れず、其儘に残された不味い食物が全く無益に消費されて彼の目前に取り残されてゐるのを見て如此食物が在監者に活力を興へる爲に將して幾何の役に立つかといふことを疑はずに居れないのであつた。

【記録】斯様な狀態で彼の想像は事々に裏切られた。それでも尙元氣を取り直し絶望の感情を推し除けた上で彼は在監者の經歷や性格に付て何事かを知らんとして記録の調査に取りかかる。すると一人の

記録の或一部は教誨師の執務室内に又他の一部は看守長の手許に又他の一人の記録は監獄醫の執務室及工場係長室にといふ具合に方々に散在して居るといふことを知るのである。

【所謂不良囚】 此記録の制度に聊か失望した彼は差當り今少しく立ち入つた報告を聞かうと決心する彼は監獄言葉でビー、ケー(プリンシパルキーパーの略)で通うてゐる高級看守長を呼びに遣る、そして現在監獄内に如何なる不良囚が居るかを尋ねる。「典獄殿吾々は今週は三人の不良囚を隔離しました」と看守長はさも得意に答へた。彼は尙語を續けた「この不良囚の一人は普通の詐欺師で容貌も悪くはないが饒舌ることにかけては十人前で、それに實に高慢ちきな男である。この男に御會ひになれば奴は屹度日暗滅法に饒舌り出すでせう、奴は自分は獨房なかに投り込まれる覚えがない等と矢鱈に列へ立るでせう。彼は一見如何にも善き想な人間に見えますがどうして中々御話にならない奴です、下手に同情な

んかすると彼の好辯にツイ釣り込まれてしまう様な次第であります」

「典獄殿今一人の不良囚は平素は作業なども人並にやるが時々ダシメケに狂暴な振舞を始め出すので皆を手こずらしてゐます。今日なども此發作に陥りまして炊事室から取つて来た庖丁を振り翳さして喰つて懸つた様な次第で實に危険千萬な奴であります。」

「第三番目の奴は一寸變り物で、此男が入監した時に醫師が一種の精神検査を試みたのですが七八歳の小兒位しか發達してゐないといふことです」

彼はそれから獨居監房に出かけて是等の者を訪問した。第一番目の男は極めて快活で彼が全くの冤罪であることを如何にも雄辯に述べ立てた。第二番目の男はごちらかといふと沈んで居た、そして話すのを拒んだ。最後の者は愚かな事を饒舌り續けた彼の言葉は殆ど意味をなさなかつた。そして此男は先き許り尖がつて他は萎縮してゐる頭蓋と突起してゐる耳と平衝を缺いてゐる瞳孔とを持つてゐた。典獄は

學者ではないが觀察の鋭い人であつたからして、三人共病的なものであるといふことに氣が付くと同時に單純な獨居拘禁位で將して彼等に對する適當な措置であるといへるか否やと云ふ深き疑問に陥つたのである。紐育州に於ては凡て斯様な病的な類型の者

も然らざる者と同一施設の監房工場内に——時どしては同一監房内に——收容せられて居るのである。

而かも斯様な遣り方は雙方共非常に不利益を受けるのである。吾々は監獄に於ける科學的分類方法は現在の獄制にとつて最も緊急なる事柄の一であると考へるのである。今日の精神病學の知識は頗る正確なるものなるに拘らずそれは少しも利用せられて居ないのである。當然醫師の問題たるべきものが現在では典獄の問題とせられて居る、換言すれば科學に依つて當然解決せらるべき問題が獨房と看守長とに依つて解決されて居るのである。

【教育】 明るる日典獄は教育の視察に出かけた其所に彼は一人の教官と六人の在監者の助教とを見出

した、そして此助教の中一人丈が中學に在學した經歷を有してゐるのであつた。丁度地理の時間であつたが生徒等は恰かも魔睡劑でも嗅がされた様に只ウツトリと黒板の方を見て居た。

【運動】 尙其日典獄は午餐後の時間に多くの在監者が如何に戸外に出たがつてゐるかを注意した。其日は寒い寒い日であつたが彼等は清新な空氣に觸れながらブラブラ歩き廻つて居た、或者は襟を立て手をポケットに入れた儘小走りに庭園内を往復してゐた、他の者は日當りの善い庇のある蔭の所で將棋を差してゐた、そして此處では彼等の顔は工場内に居る時とは丸で別人の様に思はれた。

【移監】 典獄は執務室に歸つた、其所に二三通の手紙が彼を待ち受けて居るのに目が止つた。第一の手紙は五十人の受刑者をば直ちに他の監獄へ移送すべきことを命じてあり、他の手紙は三十五人の新受刑者が其の日の午後彼の監獄に來る旨を通知して來たのである。そして之は一體何を意味するかといふ

に、彼が新しい入監者の爲に夫々工場内に適當の位置を見出して遣り又立ち去る者共に困つて生ずる工場内の空席を他の者により充たさねばならぬことを意味するのである。彼は是等一片の通牒が半時間の内に多數の在監者をば意のままに移動し得るのであるといふことを發見して思はず一驚を喫するのである。

監獄局長官の場合と同様に此新任の典獄は以上列記の事實を體驗するも尙勇氣を沮喪せざるものと假定する、さらば彼は一體何を爲すことが出来るか否かは少くも何事を試みんとするか。

先彼は彼の代理者として長い經驗に依つて物品の購入や貯藏のことに明るく、事物を整然と處理する術を心得て居り且在監者の衣食住に關しても細心に心を配ることが出来る様な人物を見出して、彼の監獄管理上の責任を分ち度いと考へるであらう。而して彼は高級看守長が此種の代理の義務の大部分を充分に充たすことが出来るかと考へるであらうが、其れにしても受刑者の訓練や作業を掌る彼に如此責任を分與することは荷が重過ぎると考へるであらう彼は又多くの精神異常者や癲癩や性的放縱者がどう

しても普通の在監者と分離せしめなければならぬ。又受刑者は須らく科學的分類により分禁し是等の分類に應じ各異りたる種類の作業を設備するの急務なるを知るであらう。そして作業の施設に付ては現今は活社會に於て事物が如何に處理されつゝあるかを知らしめ、且現代的の機械器具を使用するの經驗を得せしめなければならぬと考へるであらう。而して以上の外彼は更に彼等受刑者を醇化し復員せしむるには單に彼等を養ひ働かせ又拘禁するに止まらずどうしても進んで彼等の心に人生及社會に對する新しい見解を注ぎ込み又教育及慰安により彼等の善性を引き出し彼等の身體を築き上げ彼等の有する先天的後天的の疾病を治療し彼等の宗教的本能に訴へ且つ最後により大いなる人類の連帶關係の生活へ彼等をも促進せしむるに役立つ一切のものを彼等に提供することを痛切に感ずるであらう。併ながら是等の施設や試みは實に困難なことであつて彼一人の力を以てしては如何ともすることが出来ない。矢張りこれはどうしても州全體の問題であることに氣づくであらう。(つづく)

△アツプ・デー (up date) 政府黨と反對黨との領袖が同じ特急で西下するとか、同じ船で外遊するとか云ふ場合に連中を並べて

一口に云はゞ時勢向きでも云ふ「なんのこぼはない吳越同舟だ」のだらうがハイカラに現代式と云ふなんて毒く。はゞピツタリ来る譯だ。商品などの廣告には盛んに用ひられる。

△アナクロニズム (anachronism) 青葉若葉の繁アツプデーの反對の時勢つた初夏のヌサ

後れを云ふ所謂時代錯誤と云ふ奴だ。「そんなアナクロニズムは現代人には餘りにかけ離れてるよ」なユな氣分を味ふと云ふ古事から、この頃新聞にはのやうにドンよりとして對峙し

△吳越同舟 吳と越は昔支那にあつた隣同志の仲の悪い國であつたが、ある時その吳王と越王とが何

△メランコリー (melancholy) フレッシュの反對で梅雨の天候

博

言



△アツプ・デー (up date) 政府黨と反對黨との領袖が同じ特急で西下するとか、同じ船で外遊するとか云ふ場合に連中を並べて

一口に云はゞ時勢向きでも云ふ「なんのこぼはない吳越同舟だ」のだらうがハイカラに現代式と云ふなんて毒く。はゞピツタリ来る譯だ。商品などの廣告には盛んに用ひられる。

△アナクロニズム (anachronism) 青葉若葉の繁アツプデーの反對の時勢つた初夏のヌサ

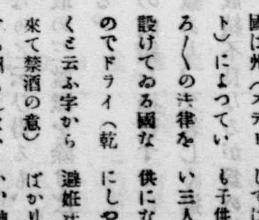
後れを云ふ所謂時代錯誤と云ふ奴だ。「そんなアナクロニズムは現代人には餘りにかけ離れてるよ」なユな氣分を味ふと云ふ古事から、この頃新聞にはのやうにドンよりとして對峙し

△吳越同舟 吳と越は昔支那にあつた隣同志の仲の悪い國であつたが、ある時その吳王と越王とが何

△メランコリー (melancholy) フレッシュの反對で梅雨の天候

博

士



△アツプ・デー (up date) 政府黨と反對黨との領袖が同じ特急で西下するとか、同じ船で外遊するとか云ふ場合に連中を並べて

一口に云はゞ時勢向きでも云ふ「なんのこぼはない吳越同舟だ」のだらうがハイカラに現代式と云ふなんて毒く。はゞピツタリ来る譯だ。商品などの廣告には盛んに用ひられる。

△アナクロニズム (anachronism) 青葉若葉の繁アツプデーの反對の時勢つた初夏のヌサ

後れを云ふ所謂時代錯誤と云ふ奴だ。「そんなアナクロニズムは現代人には餘りにかけ離れてるよ」なユな氣分を味ふと云ふ古事から、この頃新聞にはのやうにドンよりとして對峙し

△吳越同舟 吳と越は昔支那にあつた隣同志の仲の悪い國であつたが、ある時その吳王と越王とが何

△メランコリー (melancholy) フレッシュの反對で梅雨の天候

指紋原紙の分類検査の成績に就て

指紋原紙の分類検査の成績に就いて

司法省指紋部 藤井 藤藏

各監獄より送付に係る指紋原紙に對し、大正十年中當指紋部に於いて爲したる分類検査の成績表は、過般各監獄に回付せられたのであるから、各監獄の當事者に於かれては、自己の取扱はれたる成績の如何に就いては、既に領得せられてあると思ふ。併し該成績表は、本分監を通じての計表であるから、其内容、即ち本監と分監と區別したる成績を知ることが出來ないのである。故に例の如く各本監分監を區別したる成績の要點を摘出し、監獄指紋擔當者各位の參考に供したいと思ふ。

全監獄を通じての成績よりいふならば、大正十年は、大正九年より稍々良好である。即ち指紋原紙百枚に對する訂正歩合は、大正九年は八二・五九であつ

たのが、大正十年は八一・七四となつたのであるから訂正歩合が〇・八五丈け減少した譯である。

大正十年に於ける成績最も優良なる監獄は矢張豊多摩である。之に亞ぐは横濱にして、其次は熊本、前橋、巢鴨、廣島、佐賀、神戸、札幌、鳥取といふ順序である。但し如上諸監獄の成績は他監獄に比すれば良好なりと云ひ得るも、前年に比すれば横濱、神戸、鳥取の三監獄を除けば訂正歩合が増加して居るのである。

各監獄の成績を通覽するに、前年に比し著しく良好なる監獄あり、又著しく退歩したる監獄もある。又分監の成績不良なるが爲め著しく影響を受けたる監獄あり、又其反對に本監より遙に優良なる成績を示せる分監も尠くないのである。故に此際各監獄個々の成績に就いて詳述するとせば興味あること、思はないでもないが、併し斯の如きは、次に拉列せる数字をして語らしむるの勝れるものと爲し、吾人の説明を省いたのである。

指紋原紙分類検査成績比較

順	監獄名	大正十年甲 検査總數	同上検査原紙 訂正歩合	大正九年検査原紙 訂正歩合
1	豊多摩	六五九	四五・三七	三三・五〇
2	横濱	三六八	五〇・〇〇	五九・四四
3	小田原	三四九	五〇・一四	六〇・九七
4	熊本	一九	四七・三七	四二・三七
5	前橋	一四六	五二・七四	四三・四七
6	巢鴨	一五九	五六・六〇	四四・九〇
7	廣島	一二七	五六・六九	四七・六五
8	本三島	二四七	五八・三〇	五六・三〇
9	尾道	二〇〇	四七・五〇	五〇・四二
10	佐賀	四三	一七五・〇〇	〇
11	本路	一四四	九七・六七	八五・七一
12	本監	六一九	六〇・一〇	八四・四三
13	本路	四八四	五五・七九	八二・三二
14	本路	一二六	七五・四〇	九二・八二
15	本路	六八七	七七・七八	一〇七・一四
16	本路	六八七	六三・九〇	五三・八三

順	監獄名	大正十年甲 検査總數	同上検査原紙 訂正歩合	大正九年検査原紙 訂正歩合
17	本路	二三四	二八四	七一・七八
18	本路	一一三	八五・八四	六二・五七
19	本路	三二九	六七・四八	六三・一一
20	本路	四四二	七二・一七	六四・一〇
21	本路	七三	八四・九三	九〇・三二
22	本路	一〇七	六二・六二	八四・三三
23	本路	一八〇	七一・六七	八六・七八
24	本路	一〇	九〇・〇〇	二四・〇〇
25	本路	一四四	六八・二七	七四・三六
26	本路	一四六	七〇・一八	八八・三七
27	本路	一四四	七〇・一八	八八・三七
28	本路	一四六	六八・七五	五六・八四
29	本路	二三四	六七・九二	七六・五六
30	本路	二二六	一三八・四六	一二五・〇〇
31	本路	四四	四七・三七	六五・三五
32	本路	一〇四	五七・六九	六六・二一
33	本路	一七四	六七・二四	六八・七五
34	本路	八六	六五・一一	九二・一七
35	本路	一九七	九七・九七	七二・五五
36	本路	三一	五一・六一	六六・六七

指紋原紙の分類検査の成績に就て

42	山	本	二〇九	一〇〇〇〇	一三四〇〇	41	大	本	五九八	九八・六六	九四・二七	40	徳	本	一四二	九五・七七	九〇・八五	39	勝	本	八七	九五・四〇	八五・九八	38	小	本	三六	七三・七七	七六・一一	37	鹿	本	二六	一四六・一五	一三〇〇〇	36	安	本	九〇	七二・二二	一〇七・六九	35	京	本	二〇〇	九〇・〇〇	九〇・六一
	山	本	二〇九	一〇〇〇〇	一三四〇〇		大	本	五九八	九八・六六	九四・二七		徳	本	一四二	九五・七七	九〇・八五		勝	本	八七	九五・四〇	八五・九八		小	本	三六	七三・七七	七六・一一		鹿	本	二六	一四六・一五	一三〇〇〇		安	本	九〇	七二・二二	一〇七・六九		京	本	二〇〇	九〇・〇〇	九〇・六一

51	山	本	一〇五	一一三・三三	一一六・二四	50	青	本	一〇六	一一八・八七	一一二・七九	49	金	本	一三八	一〇九・四二	一一二・七九	48	福	本	一一九	一〇八・四〇	一〇八・三八	37	秋	本	七三	九三・一五	一〇〇・〇〇	46	小	本	一四六	一〇六・一六	一一〇・八三	45	三	本	二七七	一〇二・八九	六三・七二	44	和	本	八八	一一三・八六	一一一・六一	43	宮	本	一三五	一〇〇・〇〇	一一七・四〇
	山	本	一〇五	一一三・三三	一一六・二四		青	本	一〇六	一一八・八七	一一二・七九		金	本	一三八	一〇九・四二	一一二・七九		福	本	一一九	一〇八・四〇	一〇八・三八		秋	本	七三	九三・一五	一〇〇・〇〇		小	本	一四六	一〇六・一六	一一〇・八三		三	本	二七七	一〇二・八九	六三・七二		和	本	八八	一一三・八六	一一一・六一		宮	本	一三五	一〇〇・〇〇	一一七・四〇

指紋原紙の分類検査の成績に就て

25	本	八	一八	一一二・二二	一一五・七九	24	千	本	一二六	七七・七八	一八〇・二〇	23	松	本	四二	一〇九・五二	一四二・四二	22	長	本	八九	六七・四二	五八・五〇	21	旭	本	七	五八・四四	六九・五四	20	枝	本	二二四	七七・六八	五九・七二	19	名	本	四七〇	七八・九四	七〇・二五	18	綱	本	一〇四	五七・六九	六五・七一
	本	八	一八	一一二・二二	一一五・七九		千	本	一二六	七七・七八	一八〇・二〇		松	本	四二	一〇九・五二	一四二・四二		長	本	八九	六七・四二	五八・五〇		旭	本	七	五八・四四	六九・五四		枝	本	二二四	七七・六八	五九・七二		名	本	四七〇	七八・九四	七〇・二五		綱	本	一〇四	五七・六九	六五・七一

34	本	七	一六	八八・四六	八九・四四	33	高	本	一三〇	一〇〇・〇〇	一四四・六七	32	盛	本	一七	一〇〇・〇〇	九八・一一	31	水	本	一八	八七・八五	一〇一・二九	30	静	本	一七六	八七・五〇	九七・二三	29	東	本	一九七	八八・八三	一八四・三七	28	大	本	二一五	八七・四四	一〇八・四六	27	函	本	三五六	八四・五五	五八・四九
	本	七	一六	八八・四六	八九・四四		高	本	一三〇	一〇〇・〇〇	一四四・六七		盛	本	一七	一〇〇・〇〇	九八・一一		水	本	一八	八七・八五	一〇一・二九		静	本	一七六	八七・五〇	九七・二三		東	本	一九七	八八・八三	一八四・三七		大	本	二一五	八七・四四	一〇八・四六		函	本	三五六	八四・五五	五八・四九

指紋原紙の分類検査の成績に就て

米澤	二八	一三九	二九	一三二	九九
鶴岡	一九	一一一	〇五	一一九	五一
酒田	一七	一三五	二九	一七二	四
宮崎	一三	九	一五	八六	四五
本郷	一一	〇	二五	八六	六九
延岡	一九	一三六	八四	八四	三八
高松	九一	一二六	三七	一六〇	〇〇
長野	二四	六	一七一	〇二	六〇
本監	七五	一三四	六七	一一七	五四
松本	六八	一一七	六五	七八	九一
上田	四三	一八三	七二	一一五	〇〇
飯田	六〇	二〇六	六七	一〇一	五六
宮城	一八九	一三四	三九	一三〇	七七
本監	一八七	一三三	六九	一一三	〇八九
仙臺	三二	二〇〇	〇〇	二二〇	〇〇
福島	一八五	一七〇	二七	二二〇	二五
本監	一〇一	一六二	三八	八九	五九
若松	四九	一八九	八〇	一九三	〇七
平	三五	一六五	七一	一六一	九六
合計	一一二	四二〇		八一	七四

教誨に活動寫眞を使用

札嶋監獄典獄何 大正十一年三月三十日札嶋發第一一號
 札嶋渡信局ニ於テ簡易生命保險事業 宣傳ノ爲メ使用中ノ活動
 寫眞映畫ハ勸善懲惡ヲ主トシ 毫モ浮華輕跳ノ點ナク之ヲ監獄
 在監者ノ教誨ニ應用セハ効果甚大ナルヘキト 思致政居候處 恰
 モ札嶋郵便局長來應諸氏ノ事ニ及ヒ 遞信省トシテハ 容ロ大ニ
 利用セラレ、チ歡迎スル趣ニテ何時ニテモ 器械 技師、動力等
 無料ニテ提供スヘク 快諾セラレ候ニ就テハ 休業日總集教誨(日
 中)ノ席上之レカ 使用方御何計相傳度
 監獄局長回答 大正十一年四月十七日監丙第五八二號
 右ハ白晝映寫機ヲ使用相成候ニ候哉若シ 普通映寫機ニ依リ映
 寫セントセハ 勢ヒ教誨堂ヲ暗黒ナラシメサルヘカラス 從テ在
 監者ノ檢束ヲ確保シ 難キ虞有之候ニ付 白晝映寫機ヲ使用シ且
 行刑上差支ナキ寫眞ニ有之候ハ 貴見ノ 通知教誨ニ 利用相成差
 支無之モノト 思料致候 映寫ノ方法映寫ノ内容ヲ御取調ノ上
 御報告有之度候

訓令 牒

監甲第四二二號
大正十一年四月七日

行刑月報取扱方ノ件

行刑月報中報告事項ナキ場合ノ取扱方區々ニ
 涉リ或ハ各表別紙ニ其ノ事實ナキ旨ノ報告書
 ナ作成セルモノアリ又ハ單ニ當該月報ノ提出
 ナ省略セルモノアリ將來斯カル場合ニ於テハ
 其ノ表名ヲ一紙ニ連記シテ提出漏ニアラサル
 コトヲ明ニスルト共ニ手数ノ節約ヲ期セラレ
 候様致度候

司法省
 監獄局監甲第三八八號
 大正十一年三月三十日

典獄御中
 司法省監獄局長 山岡萬之助
 訓令 通牒

寫眞提出方ノ件

監獄判任官監獄醫教師ノ寫眞ハ之ヲ當
 局ニ保存シ置キ參考ニ供シ度ニ現任者ニ付
 テハ此ノ際將來採用者ニ付テハ其ノ時々左記
 ニ依リ御送付相成度候

- 一 寫眞ハ手札形制服無帽半身像トスルコト
- 二 寫眞ニハ蓋紙ヲ附セサルコト
- 三 裏面ニ其撮影年月身長氏名ヲ自書セシムルコト

司法省
 監獄局監甲第四五五號
 大正十一年四月十四日

典獄御中
 司法省監獄局長 山岡萬之助

被保護者及附添人ニ對シ 旅客運賃割引ニ關スル件 通牒

茲ニ本省及財團法人輔成會ヨリ鐵道省ニ對シ
 大正九年同省告示第九十九號國有鐵道旅客及
 荷物運送規則第六十三條ノ特種旅客運賃低減
 ノ規程ヲ免因保護會ニモ適用方交渉中ノ處今
 般其承認ヲ得本年二月同省達第九六號(大正
 十一年二月十一日發行鐵道公報第五二七號登
 載)ヲ以テ全國各驛へ通達本年三月二十一日
 ヲ施行ノ旨回答有之候條左記ニ依リ御取扱
 相成度候

追テ管内保滿會へハ貴官ヨリ可然通達セラ
 レ度又該割引證ハ近日途附スヘキモ來年度
 ヲヨリハ年度初ニ所要數ヲ請求相成度候

左記

- 一、鐵道省ニ於テ指定スル免因保護會(別紙ノ通)ノ保護ヲ受クル者ノ中救恤ヲ要スル者歸住又ハ就職ノ爲旅行スル場合ニ於テハ割引證引換ニ三等旅客運賃

訓令通牒

ノ五割ヲ低減ス

二、前項ノ場合ニ於テ被保護者カ老幼不具若ハ逃走ノ虞アル爲鐵道省ニ於テ特ニ附添人ヲ要スト認ムルトキハ被保護者一人ニ付附添人一人ヲ限リ被保護者ト同一ノ割引ヲ爲ス

附添人ハ保護會役員タルヲ要セス父兄近親等ニテモ差支ナシ

三、前項ニ依リ運賃ノ割引ヲ受ケタル者ハ急行料金ヲ要スル急行列車又ハ急行汽船ニ乗船スルコトヲ得ス又上級ノ車船室ニ乗換ノ請求ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

四、割引證用紙ハ別紙様式ニ依リ本省ニ於テ調製シ各監獄ニ送付ス

五、保護會ニ於テ割引證ヲ發行セントスルトキハ其都度監獄ノ長ニ對シ用紙ノ交付ヲ請求スヘク監獄ノ長ハ請求ニ基キ用紙ニ番號ヲ附シ監獄ノ印ヲ以テ用紙ト帳簿トニ契印ヲ施シタル上之ヲ保護會ニ送付ス

五、保護會ニ於テ割引證ヲ發行セントスルトキハ其都度監獄ノ長ニ對シ用紙ノ交付ヲ請求スヘク監獄ノ長ハ請求ニ基キ用紙ニ番號ヲ附シ監獄ノ印ヲ以テ用紙ト帳簿トニ契印ヲ施シタル上之ヲ保護會ニ送付ス

- 滋賀 滋賀縣聯合保護協會
- 岐阜 岐阜縣保護會、可兒郡修養會、崇徳會、徳風會
- 福井 福井縣福田會
- 石川 加能慈善保護會、能登國惡患會、能進會、廣濟會
- 富山 富山縣曹洞宗承濟會、富山養得園
- 新潟 新潟縣聯合保護會
- 福島 福島縣聯合保護會
- 宮城 宮城縣出獄人保護會、宮城縣佛教治濟會、能仁會、刈田佛教廣濟會
- 山形 山形縣免因保護聯合會、米澤商會
- 秋田 秋田中仁會、眞宗協會、佛教利生會、南秋田郡佛教會
- 巖手 巖手縣免因保護聯合會
- 青森 青森縣佛教慈見會
- 京都 京都免因保護聯合會
- 大阪 大阪府免因保護聯合協會
- 奈良 奈良縣聯合保護會
- 和歌山 端正會、精華會、海草郡佛教各宗協同會

訓令通牒

用紙ノ受拂ハ左記様式ノ帳簿ニ記載シ嚴重監督スヘシ

番號	交拂月日	受拂	殘月日	發行者氏名	乘車人氏名	附添人氏名	乘車船區發行事由	備考

六、割引證ハ別紙記載ノ代表保護會々長名ヲ以テ發行シ附添人アル場合ニ於テモ一葉ヲ發行スレハ足ル

七、割引證ヲ不當ニ行使シタルモノアルトキハ之カ取扱ヲ爲シタル保護會ニ對シテハ爾後割引證ヲ交付セス且相當制裁ヲ加ヘラル、コトアルベシ

鐵道割引名簿登錄代表保護會

- 東京 自立會、東京興仁會、東京佛教慈濟會、救世軍勞作館、同婦人ホーム、無料宿泊所、兩全會、眞哉會、齊修會、曹洞宗報効會、日蓮宗東京慈濟會、八王子扶養園、南多摩郡佛教會、神戶監獄管内聯合保護會
- 兵庫 神戶監獄管内聯合保護會
- 岡山 岡山縣免因保護聯合會
- 廣島 廣島縣聯合保護會
- 山口 山口縣聯合保護會
- 鳥取 鳥取縣聯合產會、和光會
- 島根 島根校授產會
- 香川 讚岐修養會
- 愛媛 愛媛保護會
- 徳島 徳島縣助成協會
- 高知 海南救濟會、高知自強會
- 福岡 福岡縣聯合保護會
- 大分 大分保護會
- 佐賀 佐賀縣恒産會、唐津力行保護會
- 長崎 長崎縣佛教聯合保護會
- 熊本 熊本自營協會、肥後慈善會
- 宮崎 日州保護會
- 鹿兒島 鹿兒島縣保護協會
- 神奈川 幼年保護會、修道保護會、神奈川縣佛教慈德會
- 埼玉 埼玉自強會、川越就實園
- 千葉 千葉縣歸性會
- 茨城 茨城聯合保護會
- 栃木 栃木縣聯合保護會
- 群馬 群馬縣佛教聯合保護會
- 長野 長野佛教聯合會、上縣佛教會、助成協會信濃福壽園
- 山梨 山梨慈善保護會、北巨摩郡出獄者保護會、北郡留善患會、東八代郡慈濟會
- 静岡 静岡縣聯合保護會
- 愛知 愛知自啓會、中京免因保護所
- 三重 三重縣保護會

表

被保護者割引證	乘車船區	乘車人	附添人	姓名年齡	乘車船等	割引率
自	至				三等五割	

大正 年 月 日 發行

所在地 何々會長氏 名印

裏

一、本證ハ鐵道ノ指定シタル孤兒院養育院、養化院、免因保護會等ニテ教育ヲ受ケル者及鐵道ニ於テ必要ノ認メタル同行ノ附添人ニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號使用者ノ姓名年齡及發行日付ハ發行所ノ姓名入シテ交付スルモノトス

二、本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

三、本證ニ依リ運賃ノ割引乘車券ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

四、本證ニ依リ運賃ノ割引受ケタル者ハ急行列車又ハ急行汽船ニ乗船スルコトヲ得サルモノトス

五、本證ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ三箇月トス

監獄事故

●單獨開放に依り逃走

一月二十二日午後四時三十分頃熊本監獄御船出張所に於て、一刑事被告人が置便器より漏液するを以て之を掃除せんことを頼りに顧み出でたるに依り、看守は之を許し單獨監房を開扉したるに、刑事被告人は監房を出づるや俄然成護看守に飛び付き之を突き倒し、顔部を下駄にて打撃し顔面に小砂利を摺り付け自己追押の氣勢を推き逃走したるも、即日午後五時十分頃警察の手に逮捕せらる。其の原由は看守が單獨監房を開扉したること及拘禁場の中仕切門を開放し居りたるに因る。

●標を穿ちて逃走

二月二日午前十時四十分頃網走監獄二見ヶ岡出張所に於て、薪材伐採の爲外役中、一受刑者が行属の體を裝ひ懸鎖を離脱し、假小屋

内より密に取出したる標を穿ちて雪上を逃走したるも同日午後九時三十分頃之を逮捕す。其の原因は、標を假小屋内より密に取出し之を使用するに至らしめたること、懸鎖の掛け方宜しからざりしこと、及雪中にて追跡に不便なりしことに依るもの如し。

●看守の睡帳中逃走

二月十五日午前一時より同三十分までの間に於て建築工事中の神戸監獄伊丹出張所より受刑者一名逃走したるを同六時十五分見し諸方に手當したるも、未だ逮捕するに至らず其の原因は、建築工事中にて設備不完全なること、看守が恣に勤務法を變更したること、及監房附看守が睡眠し居りたるものと推定せらる。

●杉丸本にて傷害し死に致らしむ

二月二十八日午後二時五分頃小菅監獄製板工場に於て、一受刑者は同所に有合せたる杉丸本を以て、突然同因の後方より後頭部を殴打し、骨裂傷を負はしめ、其れが爲被害者は其の場に卒倒し人事不省に陥りたるを以て即

時病監に收容して安靜治療に盡したるも、三月四日絶命せり。

●遺書を認め絶死

一月二十四日午後零時十三分より同一時までの間に於て、小菅監獄輕刑禁室に在りたる受刑者、豫め注意人物とし、特別注意を加へ居たるに拘げらず、遺書を認めたるを自己の三尺帯、手拭及着衣の裏を引裂きて繩に縋ひ之を天井裏貫木に通し絞首せり。

●羽織の襟にて絞死

二月十八日午後十時二十分頃高松監獄丸龜出張所に於て、一刑事被告人が悲觀の狀あり萬一を慮り帶襟の類を引揚げ、専ら注意觀察中のところ、自己着用の木綿縮入羽織の襟を取外し、居房前面上部に設けある窓の鐵製網目を開き、鐵格子に前記の襟を掛け、其の兩端を結束し、備付の膳其の他を踏臺とし絞首し居るを巡警看守に於て發見し、直に應急手当を加へたるも老齡殊に、弱のため蘇生するに至らず。

監獄官練習所修業式

開所以來六ヶ月の講習を経て學識と見聞とを廣くした九十三名の練習生は三月十八、二十、二十二日の三日間諸科目の試験を受けて終に日出度修業した。從來教諭師だけは受験しないで論文を提出したのであつたが、今年には共に受験した。尤も試験科目に付いては多少異なるところがあつた。

修業生の氏名を擧ぐれば

(監獄名順)

氏名	監獄別	氏名	監獄別
澤邊 康(小菅)	高森 源一(小菅)	江口 精之進(水戸)	田島 善吉(宇都宮)
久保井 覺治(東京)	黒岩 隆治郎(東京)	久保居 回四郎(宇都宮)	須藤 國一(前橋)
立石 尚(豊多摩)	給前 仲治郎(豊多摩)	田中 繁太郎(前橋)	海野 久作(長野)
中里 耕之集(鴨)	島田 誠吾(横濱)	深澤 林作(甲府)	川口 隆(静岡)
立川 達文(横濱)	宮田 誠(浦和)	鈴木 與一(名古屋)	萩原 宗一(安濃津)
四山 正二(浦和)	中村 與四郎(千葉)	飯田 忠直(富山)	平工 定七(岐阜)
		本間 政次(新潟)	高橋 勢(福井)
		後藤 兵三郎(宮城)	佐々木 久(山形)
		高橋 武雄(秋田)	星 哲(盛岡)
		高谷 健雄(青森)	中島 卯太郎(京都)
		神谷 勇治(京都)	木下 弘(大阪)
		石井 可男(大阪)	東 末吉(奈良)
		掛橋 松次郎(奈良)	古宅 房之助(和歌山)
		田口 房治(神戸)	榑下 伊一(神戸)
		黒住 光治(岡山)	竹野 長岡(山)
		富田 準治(山口)	荒谷 祐一(廣島)
		重富 一郎(山口)	前田 顯治(松江)
		田中 岩藏(鳥取)	熊野 峯太郎(高松)
		石丸 彌平(松山)	松尾 梅吉(徳島)
		横田 早馬(高知)	市原 福馬(高知)
		西田 佐吉(三池)	野 尻一(福岡)
		内山 茂八(福岡)	三角 節藏(小倉)
			羽田野 直(大分)
			西村 兵四郎(長崎)
			平田 岩八(熊本)
			上島 善助(鹿児島)
			渡邊 友三(函館)
			阿部 長三(旭川)
			青木 柳吾(網走)
			深川 清藏(釧路)
			遠藤 謙也(大田)
			小泉 知也(大田)
			長澤 英雄(平壤)
			芥川 安藤(光州)
			前川 實(廣西)
			三島 智哉(大阪)
			百濟 巧勝(木浦)
			岡野 度(大邱)
			水尾 信英(網走)
			小室 華雲(横濱)
			總員 九拾三名
			三月二十七日午前十時中より修業式は舉行せられた。當日北島主事は病氣の爲め松井監獄局事務官が代りて開會の辭を述べ、山岡所長生徒總代理野尻一氏に修業證書を授與し講師及來賓に感謝の挨拶をなして、次の如き訓示を爲す。
			今日は第十三回の練習所卒業式を舉行するに際りまして、閣下、諸君の御來臨を辱ふし、まして此式を擧げますることは、海に幸ぞ致す所であり、此際、閣下、諸君の御來臨を辱ふし、まして此式を擧げますることは、海に幸ぞ致す所であり、練習所の由來、状況に付て一言申

上げて置きたいのであります。練習所は相當長い來歴を有し、明治二十三年の四月に第一回の練習を東京集治監の構内に設けたことに始つて居るのであります。其際に於きましては各府縣の典獄或は副典獄若しくは主席の書記或は看守長を集めまして授業を致したのであります。そこで續いて矢張り集治監に於て講習を開いて居りました。其後明治三十二年六月に警察監獄學校の規則が發布されまして、同年の九月一日に第一回の授業を開始致しまして是が繼續すること三十六年に至つたのであります。是は三十七年の三月に勅令を以て廢止されました。其結果警察監獄學校といふものは無くなりまして、暫く其状態を持續致しました。所で明治四十二年になりまして現今の制度である監獄官練習所が開始せられて、最初に於ては四ヶ月間の練習を致しましたが、大正八年八月より六ヶ月の練習を致すことになりましたのであります。遂年次第に良好の域に進みまして、今年は第十三回の

今年の終業生は教誨師を加へまして九十三名之に明治四十二年の第一回の練習所以來の終業生を合せますと實に千十六名といふ多數に上つて居る次第でございます。惜て卒業生諸君に此際一言告辭を呈したいのであります。諸君は多數同僚の中から選ばれて茲に入所致して、それ以來數月の間克く勉勵せられて、此練習所に於て新しき知識を得られたのであります。今後益々此知識を啓發して行かれなくてはならぬ。唯此際申して置きたいことは、今日迄の御研究は謂はゞ手解きをした道しるべを得たといふ所に外ならぬので、此輪廓を充實して行くといふことは、更に今後諸君の奮勵に待たなくてはならぬ。何卒益々勉勵せられて、さうして今日の光榮を空しくしないやうに努められなければならぬのである。而して御承知の如くに、世界大戰の後を承けて思想は非常なる變革を來たし、隨つて國家社會の總ての方面に於て影響を生じて居る。斯ういふ際こたきましては、矢張り此行刑制度の上に於ても、亦革新する所があらればな

らぬのであります。我行刑制度は十九世紀の形を承けて組織に隨つて居るものであります。故に、今日以後に於て此面目を一新すべき必要を生じて居るのであります。然らば諸君の任務といふものは一層其重きを成すに於ても其心を以て盡され、今日迄研究した所を更に充實して之を實地に應用し、實地に應用することに於て學問は始めて價值があるのであります。實務なるものは學問なしにも相當の度合迄出来ることは疑ひないのであります。實務の完全なる遂行といふことは、矢張り學問に基礎を置かなければならぬ。學問との密接なる聯絡を保たなければならぬ。然るに動もすると學問と實務と切れ／＼になり其效を薄弱にすることが起る。能く是等の點に注意されて學問を實際化し、以て效果を十二分に發揮するやうに致したい。由つて以て諸君が行刑事務に貢獻されて、國家の爲めに働かれむことを希望して息まないものであります。之を以て今日の御挨拶と致します。

祝 辭

次ニ三宅範書課長の司法大臣祝辭代讀あり

ノ涵養ヲ積ミ以テ斯業ノ實績ヲ擧ケラルヘキコトヲ望ム

茲ニ第十三回監獄官練習所修業證書授與ノ式典ニ臨ミ聊カ所感ヲ陳ヘテ祝詞ト爲ス
大正十一年三月二十七日
司法大臣伯爵 大木遠吉

次ニ來賓總代として佐々木監察官の岡警視總監祝辭代讀あり。

祝 辭

第十三回監獄官練習所修業式舉行ノ日ニ當リ諸子ト相見エ蕪辭ヲ呈スルヲ得ルハ余ノ欣幸トスル所ナリ蓋偶發ノ機人ニ災シテ親親ノ身トナルモ人之レト伍テ同フスルヲ潔シトセ

況ンヤ先天ノ質凶惡ヲ逞フスルモノニ於テハ骨肉ノ親ト雖尙且面晤スルヲ憚ル然ルニ諸子自ラ進ンテ此徒ニ接シ論スニ國法ノ嚴ナルヲ以テシ教フルニ運善ノ怡樂トナリ以テ至誠一貫ノ士ニアラスンハ能ハサル所ナリ

今ヤ世界的思想界ノ動搖憂悞スヘキノ秋ニ際シ此講習ヲ了ヘ實務ニ就カントス諸子ノ任愈々重キヲ加ヘタリト謂フヘシ

生徒總代答辭

茲ニ第十三回監獄官練習所修業證書授與ノ式典ヲ舉行セラル、ニ當リ閣下並ニ諸賢ノ貴臨ヲ辱フシ而カモ譯々適宜ナル指教ヲ賜ハル生等學生ノ光榮ナリ

願ルニ昨秋選バレテ學室ノ人トナリ爾來琢磨ノ功ヲ積ミ月ヲ閱スル六月ヲ經ル百八十風雨冰雪ノ間閣下並ニ講師諸賢ノ懇篤ナル薰陶ニ浴シ生等淺學不敏モ尚得ル所渺カラズ今ヤ社會ノ風潮ハ物質的ニ且精神的ニ滔々トシテ推移シ底止スル所ナク吾輩制亦益々煩雜多端ナラントス當局ニ於カレテモ既ニ客歲作業時

間ノ改正以來時勢ノ運運ニ伴フベク幾多ノ副

治獄ノ真結ヲ擧グルハ優長ナル司獄官ニ映タサルヘカラス而シテ優長ナル司獄官ヲ得ルハ斯道ノ教習ト徳性ノ涵養トニ由ラサルヘカラス本所之リ鑑ミ年々練習生ヲ薰陶シテ此ノ必須ノ要求ニ應ヘリ今又新ニ九十三名ノ修業生ヲ出シタルハ斯道ノ爲メ洵ニ慶賀スヘキ所ナリ是レ蓋所長並ニ講師各位ノ指導提擢其ノ宜シキヲ得タルト練習生諸氏ノ切磋ノ功ヲ積ミタルトニ由ラスンハアラス

准フニ大戰既ニ終タ告ケテ茲ニ四歳平和ノ基礎永遠ニ確立スルニ至リシト雖戰亂ノ餘波ノ及フ所思想ノ變化風教ノ頹廢生活ノ不安等數ヘ來レハ一モ樂觀ヲ許スヘキモノナク之ヲ一般社會ニ見ルモ將又我監獄事業ニ見ルモ益々多事多端ニシテ之カ革新改善ヲ要スヘキモノニシテ足ラス諸子ハ全國ノ監獄ヨリ選抜セラレテ茲ニ學習シ今ヤ其ノ課程ヲ了ヘテ任地ニ歸ラントス宜シク其ノ修得セル所ヲ實地ニ應用シ益々斯道ノ研鑽ニ勉ムルト共ニ徳性

今年の終業生は教誨師を加へまして九十三名之に明治四十二年の第一回の練習所以來の終業生を合せますと實に千十六名といふ多數に上つて居る次第でございます。惜て卒業生諸君に此際一言告辭を呈したいのであります。諸君は多數同僚の中から選ばれて茲に入所致して、それ以來數月の間克く勉勵せられて、此練習所に於て新しき知識を得られたのであります。今後益々此知識を啓發して行かれなくてはならぬ。唯此際申して置きたいことは、今日迄の御研究は謂はゞ手解きをした道しるべを得たといふ所に外ならぬので、此輪廓を充實して行くといふことは、更に今後諸君の奮勵に待たなくてはならぬ。何卒益々勉勵せられて、さうして今日の光榮を空しくしないやうに努められなければならぬのである。而して御承知の如くに、世界大戰の後を承けて思想は非常なる變革を來たし、隨つて國家社會の總ての方面に於て影響を生じて居る。斯ういふ際こたきましては、矢張り此行刑制度の上に於ても、亦革新する所があらればな

らぬのであります。我行刑制度は十九世紀の形を承けて組織に隨つて居るものであります。故に、今日以後に於て此面目を一新すべき必要を生じて居るのであります。然らば諸君の任務といふものは一層其重きを成すに於ても其心を以て盡され、今日迄研究した所を更に充實して之を實地に應用し、實地に應用することに於て學問は始めて價值があるのであります。實務なるものは學問なしにも相當の度合迄出来ることは疑ひないのであります。實務の完全なる遂行といふことは、矢張り學問に基礎を置かなければならぬ。學問との密接なる聯絡を保たなければならぬ。然るに動もすると學問と實務と切れ／＼になり其效を薄弱にすることが起る。能く是等の點に注意されて學問を實際化し、以て效果を十二分に發揮するやうに致したい。由つて以て諸君が行刑事務に貢獻されて、國家の爲めに働かれむことを希望して息まないものであります。之を以て今日の御挨拶と致します。

希ハクハ拮据屈辱泰公ノ實ヲ擧ケラレシコトヲ一言以テ祝辭トナス
大正十一年三月二十七日
警視總監 岡 喜七郎
次ニ講師總代として岩村參事官の祝辭演說あり學問の活用につき智情意の三に分ち意味多き感銘を與へられた。

新ニ努メラレ尙益々之カ堅固充實ヲ企圖セテ
 レントス此ノ時ニ當リ之ヲ確立シテ完カラシム
 ルハ誠ニ司獄官其ノ人ノ自覺ニ俟ツ所多シ生
 等ノ責任重且大ナルヲ知ル令ヤ業ヲ幸ヘテ任
 ニ就カントス非才到底其任ナラズト雖モ恪勤
 精勵克ク其本分ヲ盡シ一ハ以テ閣下並ニ諸賢
 ノ御指導ヲシテ意義有ラシメ他面以テ國家ノ
 爲メ至誠ノ奉公ヲ效サンコトヲ誓フ
 練習生一同ニ代リ聊カ微衷ヲ披瀝シテ答辭
 トナス

大正十一年三月廿七日

第十三回監獄官練習生總代

福岡監獄看守 野尻 一

式後晝餐の饗應あり。

當日の來賓は岡喜七郎代理、山内次官、皆川
 職員課長、三宅正太郎、鬼頭豐隆、林頼三郎、木
 村尙達、近藤三郎、草野豹一郎、三宅高時、鈴木
 喜三郎、牧野菊之助、豊島直通、岩村通世、芥川
 信、清水行怒、河野純孝、秋山高三郎、武田慧宏
 辻敬助、有馬四郎助、野口謹造、寺崎野治、金山
 季逸の諸氏。

叙任

看守長 古賀 大藏(宮崎)
 任朝鮮總督府看守長 月俸七十圓給與 西大
 門監獄勤務ヲ命ス
 叙勳五等 典獄 逸見祐之助(網走)
 看守長 塚谷慎次郎(八王子)
 神戸監獄勤務ヲ命ス
 看守長 安松 實(東京)
 八王子分監長ヲ命ス
 看守長 轉馬作次郎(姫路)
 看守長 轉馬作次郎(姫路)
 東京監獄勤務ヲ命ス
 給四級俸 看守長武田又吉(網走)△同寺時政
 郎(靜岡)△同柏知一(濱松)△同井上榮次(浦
 和)△同島崎哲馬(横濱)△同伊藤忠次郎(奈
 良)△同淺間徳三郎(小菅)
 叙勳八等 看守北岡彌吉(徳島)△同久米利喜
 三郎(同)
 叙勳七等 典獄補重松助之助(福岡)△看守若
 木新一(山口)

監獄事務官 辻 敬助
 岐阜監獄へ出張ヲ命ス
 右隨行ヲ命ス 司法屬 齋藤 涉
 看守長 柴田 土馬(熊本)
 京町分監長ヲ命ス
 看守長 仲地 清雄(沖繩)
 平良分監長ヲ命ス
 看守長 岡見 數馬(小菅)
 小樽分監長ヲ命ス
 看守長 吉田儀之助(函館)
 汐見町分監長ヲ命ス
 看守長 小泉 強(網走)
 二見ヶ岡分監長ヲ命ス
 看守長 長谷 文一(神戸)
 小菅監獄勤務ヲ命ス
 看守長 佐々木英之(宇福宮)
 靜岡監獄勤務ヲ命ス
 給五級俸 看守長伊藤新三郎(福島)△同君塚
 庄次郎(横濱)△同味岸邊(小菅)△同箕島文太
 郎(松江)△同奥山源三郎(廣島)△同笹森賢造
 (青森)△同渡邊順次郎(山形)△同佐野繁太郎

東京監獄勤務ヲ命ス
 看守長 前川徳太郎(濱田)
 濱田分監長ヲ命ス
 看守長 箕島文太郎(松江)
 廣島監獄勤務ヲ命ス
 看守長 岡本 祿一(福岡)
 任看守長 看守 山本八百藏(三池)
 給九級俸 久留米分監勤務ヲ命ス
 給五級俸 看守長吉村信孝(諸所)△同中村信
 (松山)△同山内末吉(葉嶋)
 看守長 中谷 源一(久留米)
 神戸監獄勤務ヲ命ス
 任看守長 看守 谷田傳次郎(廣島)
 月俸五十三圓給與 廣島監獄勤務ヲ命ス

任看守長 看守 野尻 一(福岡)
 給十級俸 福岡監獄勤務ヲ命ス
 監獄衛生官 芥川 信
 廣島岡山監獄へ出張ヲ命ス
 右隨行ヲ命ス 司法屬 瀧藤 義三
 事務室便り
 本會書記山本菊丸氏は今回秋田監獄手中學
 校教諭に赴任に付き本會を辭職さるゝこと
 なつた。氏は大正八年三月に奉命し爾來今日
 に至るまで滿三年有餘専ら本會の爲めに盡さ
 れたのである。

贈與金

神戸監獄看守神崎松治氏は肺患を病み痛く
 煩悶してゐたが郷里の老母病氣危篤の電報に
 接し國許に歸省せんとした所人生の果かなき
 事を感じたるにや途中遂ひに鐵道にて轢死せ
 るを以て本會は大いに同情し本會寄附行爲第
 五條第九項により特に金三十圓を贈呈す。

告

謹

去月二十六日激烈なる
 小生 儀
 心臟病に罹り爾來引籠
 り静養中の處、漸く快
 復に向ひ候に付去る二
 十四日より出勤在罷候
 間病中御見舞を忝せし
 各位に不取敢誌上を以
 て謹謝仕候 敬具
 北島 良吉
 大正十一年四月下旬

監獄製品展覧會へ
出品ノ件ニ付通牒

大正十一年三月十六日監甲三
二號監獄局長ヨリ盛岡典獄宛

貴監在監者製作品ヲ職手監藝術展覧會ニ出品
ノ件ハ差支無之候得共同會規定第十一條第十
二條ノ次第モ有之候ニ付物品會計官吏ノ責任
ヲ以テ參考品又ハ非賣品トシテ出品申込相成
候方然可存候
司法省監獄局監甲第三三三號
大正十一年三月十八日
司法省監獄局長 山岡萬之助

典獄

御中

作業ノ實況撮影方ノ
件ニ付通牒

監獄作業發展殊ニ右製品ノ販路擴張ノ意味ニ
於テ作業ノ實況撮影方受負者等ヨリ出願アル
場合ハ戒諭者ヲ寫真中ニ入レサルハ勿論監獄
ニ於ケル作業場タルコト又ハ受刑者タルコト
ヲ寫真ノ上ニ於テ又記事ノ上ニ於テモ絕對
ニ顯ハサズ且推測ヲモ爲シ得サル程度ニ於テ
撮影ヲ許可セラルルハ差支無之右ハ最近出願
ノ件ニ關シテ

司法省監獄局監甲第二八九號
大正十一年三月十三日
司法次官 山内隆三郎

內務次官小橋一太殿

刑事被告人ニ冠物ヲ使
用セシムル件

監獄代用ノ警察官署附屬留置場ニ拘禁スル刑
事被告人ニ對シ裁判所其他ノ出入ニ冠物ヲ使
用セシメサルノ旨之裁ニ候處監獄ニ於テハ從
來刑事被告人ニ對シテハ裁判所ノ押送ニハ勿
論監房外ニ出ス場合ニハ他人ト接觸スル機會
ヲ防キ且本人ヲ保護スルルメ冠物ヲ使用セシ
メ居候ニ付監獄代用ノ警察官署附屬留置場ニ
拘禁スル刑事被告人ニ對シテモ監獄同様冠物
ヲ使用セシメ候様致度及御協議候
追テ長崎控訴院管內檢事正會同ニ於テ本文
御協議事項實現方ニ付決議致居候ニ付申添
候

山内司法次官殿

小橋內務次官

刑事被告人冠物ヲ使用セシ
ムル件

本件二號ヨリ三月十三日付監甲第二八九號ヲ以

テ御協議有之候處了承本件實行方ニ付別紙ノ
通廳府縣長官へ通牒致置候條右御了知相成度
候

湯地內務省警保局長

刑事被告人ニ冠物ヲ使用セ
シムル件依命通牒

警察官署附屬留置場ニ拘禁スル刑事被告人ニ
對シ裁判所其他ノ出入ニ冠物ヲ使用セシメサ
ル向有之 二候處監獄ニ於テハ從來刑事被告
人ニ對シ裁判所ニ押送スル場合ニハ勿論監房
外ニ出ス場合ニ於テモ他人ト接觸スル機會ヲ
防キ且本人ヲ保護スルルメ冠物ヲ使用セシメ
居候ニ付警察官署附屬留置場ニ拘禁スル刑事
被告人ニ對シテモ右ノ趣旨御參酌ノ上相當御
措置相成様致度候
司法省監獄局監甲第四七一號
大正十一年四月十八日
司法省監獄局長 山岡萬之助
控訴院檢事正 御中
地方裁判所檢事正 御中

刑事被告人ニ冠物ヲ使用セ
シムル件

監獄代用ノ警察官署附屬留置場ニ拘禁スル刑
事被告人ニ對シ裁判所其他ノ出入ニ冠物ヲ使
用セシムル件ニ關シテ別紙甲號ノ通り當官次官
ヨリ內務次官宛御協議候處乙號ノ通り當官次官
ニ付御了知相成度候

日
比よ
谷り

▽登校の途中チ
ツトフォームで不
慮の死を遂げた少
女があつた。これ
が計らずもエライ
人の娘であつた爲
に新聞が社會面を
大いに提供した。

そして鐵道側や警察側の自殺説と
家庭側の災厄説とを報道した。そ
の時迄は新聞は第三者としての代
辯をしなかつた。しかしこの報道
を見た丈で何人も自殺説を唱へる
鐵道や警察はなるべく事を都合よ
く片付けてしまふ云ふ云ふところ
があることがわかる。共に、彼女
のその頃の状況、そして現場の有
様から見て、自殺などは云はれ
た義理ではないことは、一寸考へ
てもわかる話である。まして少し
く自殺者の心理を知り、その少女
の性情を知り、遭難當時の實際を
見たものには明かに否定出来るこ
とである。

▽この話をこゝへ持出したのは外
ではない、吾々の取扱ふ犯罪人に
對する社會の觀念、又は法官の觀
察、監獄官の扱、かうしたもの
には、往々にして今の少女に對す
る解釋や取扱と同じやうな型が行
はれてゐないかと思はれる。
なにか犯罪が起る新聞が書き立て
る、世間がそれを信用する。それ
で裁判官も一般護防士やらでヒシ
ツといふ、監獄でもエライ奴が來
た云ふので七道具で立向ふと云
つた有様、そしてチツともその事
件及その男のほんとうか知れずに
何うかなつてしまふ。これは多数
の犯罪人に對して少し無理な言分
かも知れぬ。しかし時勢が進歩し、
行刑の精神が進化してゆくからに
は少しは昔のまゝの「引つ立てま
せよ」も變らねばならぬだらう。
否すつかり變つてしまつたからこ
私に信じたい。

K 生

定規文注	料告廣	表價定
▼御注文はすべて前金のこと 但なるべく振替を利用せられたし口座は東京貳五〇五九番 御注文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊 住所を御届下されたい。	一 五紙活字半段 二 等 三 等 四 頁 五 金 六 金 七 金 八 金 九 金 十 金 十一 金 十二 金	一 冊 (稅 共) 金 貳 拾 錢 二 冊 (稅 共) 金 壹 圓 貳 拾 錢 三 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 四 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 五 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 六 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 七 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 八 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 九 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 十 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 十一 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢 十二 冊 (稅 共) 金 貳 圓 四 拾 錢

明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十一年四月二十日發行

發行所 東京市牛込區市谷富久町六〇番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區左門町七十二番地
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地
發行所 東京市東區西四丁目比谷町一番地
電話銀座二三四四
監獄協會
東京市四谷區左門町七十二番地

◇ 第一卷 よく萬事を教ふ ◇

監獄協會編纂

革製表紙革紙綴込式
ポイント版約壹千頁美本

改訂
増補

監獄法規類纂

監獄法規類纂はこの十年以前に編纂されたきり其後補

正の機會がなかつたのを今度改訂増補して直接必要な

監獄及裁判所へ豫約にて實費頒布いたしましたで此際

特に御希望の方へは同じく實費一部金 圓參十錢（送

料共）でお頒ちいたします前金にて御申込下さい。

發行所 司法部内 監獄協會 電話 東京 二五〇九 四四三座 振替 九四五